

**海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業
要求水準書（案）**

海上保安庁

令和 3 年 8 月

目次

第1章	総則	1
第1節	要求水準書の目的	1
第2節	事業者が提案した事業計画	1
第3節	要求水準書の変更	1
1	要求水準書の変更事由	1
2	要求水準書の変更手続き	1
第4節	要求水準書の規定の取扱い	1
第5節	適用基準等	1
第6節	事業期間終了時の水準	2
第7節	特許権・著作権等の使用	2
第2章	事業の目的及び計画条件	3
第1節	事業目的	3
第2節	事業概要	3
第3節	事業範囲	3
1	本施設整備業務	3
2	維持管理・運営業務	3
第4節	事業スケジュール	4
1	施設整備業務の期間	4
2	維持管理・運営業務の期間	4
第5節	事業用地の概要	4
1	敷地条件	4
2	周辺の社会基盤の整備状況	4
3	土地に関する事項	5
第6節	事業に必要と想定される根拠法令等	5
1	根拠法令等	5
第3章	経営管理	7
第1節	事業者に求められる基本的事項	7
1	基本方針	7
2	事業者に関する事項	7
3	事業の実施体制に関する事項	7

4	事業者による事業の調整に関する事項	7
5	事業者の財務に関する事項	8
第2節	事業者の経営等に関する報告	8
1	定款の写し.....	8
2	株主名簿の写し.....	8
3	実施体制図.....	8
4	事業者が締結する契約又は覚書等	8
5	株主総会の資料及び議事録.....	9
6	取締役会の資料及び議事録.....	9
7	計算書類等.....	9
第4章	施設整備.....	10
第1節	施設整備の目標.....	10
第2節	施設整備方針	10
1	警備救難機能を満足し、行政サービスの向上に資する施設整備	10
2	海上保安庁の災害応急対策活動等に資する施設整備.....	10
3	環境保全について先導的な公共建築の実現	10
第3節	設計・施工条件.....	11
1	本施設の構成及び規模	11
2	施工計画の条件	13
3	関係法令等の遵守	13
第4節	施設計画(基本的性能).....	14
1	社会性	15
2	環境保全性.....	15
3	安全性	16
4	機能性	22
5	経済性	24
第5節	施設計画.....	26
1	給油施設の設計条件	43
2	回転翼機格納庫等	46
3	船艇用品庫棟	49
4	配置計画の条件	50
5	補足事項.....	50

第6節	業務の実施	50
1	基本的事項.....	50
2	共通事項.....	51
3	設計業務.....	54
4	建設業務.....	58
5	工事監理業務.....	62
第5章	維持管理・運営業務.....	65
第1節	総則	65
1	基本方針.....	65
2	業務内容.....	66
3	業務の実施体制	66
4	コスト管理計画	67
5	業務の進め方	68
第2節	運営業務.....	73
1	巡視船への給油業務(A重油)	73
2	燃料搬入管理業務(貯槽への荷入れ)	74
3	燃料在庫管理業務	75
4	運営業務に係る要求水準	75
第3節	維持管理業務.....	75
1	点検保守等業務(総則)	75
2	給油施設に係る保守点検等業務.....	77
3	修繕業務.....	77
4	清掃業務.....	77

【別添資料】

- 別添資料 1-1 用語の定義
- 別添資料 1-2 適用基準等一覧
- 別添資料 4-1 建設工事に関する留意事項
- 別添資料 4-2 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表
- 別添資料 4-3 諸室に関する要求水準
- 別添資料 4-4-1 杭の耐震安全性確保の検討方法
- 別添資料 4-4-2 建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討方法
- 別添資料 4-4-3 建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法
- 別添資料 4-4-4 高潮、津波による浸水想定資料
- 別添資料 4-4-5 高潮に対する安全性確保の検討方法

- 別添資料 4-5 電気設備・機械設備に係る区分
- 別添資料 4-6 個人情報の取扱いについて
- 別添資料 4-7 施設整備業務に関する成果物
- 別添資料 5-1 修繕に係る要求水準
- 別添資料 5-2 業務内容、必要な有資格者と法定点検項目
- 別添資料 5-3 維持管理・運営業務に関する成果物
- 別添資料 5-4 給油施設運営業務に関する要求水準
- 別添資料 5-5 定期点検等及び保守業務に係る要求水準
- 別添資料 5-6 運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準

【参考資料】

- 参考資料 2-1 鹿児島港巡視船基地給油施設基本計画
- 参考資料 2-2-1 土地使用面積図
- 参考資料 2-2-2 平成 31 年度鹿児島港巡視船基地係留設備等設計業務 完成図面
- 参考資料 2-2-3 平成 30 年度鹿児島港係留施設詳細設計 設計図面
- 参考資料 2-2-4 令和 2 年度鹿児島港係留施設詳細設計 設計図面
- 参考資料 2-2-5 令和 3 年度鹿児島港係留施設築造工事・(変更案) 係留施設築造工事付属工
(1 工区) 拔粧
- 参考資料 2-3-1 鹿児島船舶用品庫 (2019) 建築工事 確認済証
- 参考資料 2-3-2 鹿児島船艇用品庫 (2019) 計画通知書 (第一面～第五面)
- 参考資料 2-3-3 工事資機材搬入路等
- 参考資料 2-4-1 平成 30 年度鹿児島港巡視船基地インフラ設備等整備工事 完成図 (電気設備工事)
- 参考資料 2-4-2 平成 30 年度鹿児島港巡視船基地インフラ設備等整備工事 完成図 (機械設備工事)
- 参考資料 2-4-3 平成 30 年度鹿児島港巡視船基地インフラ設備等整備工事 完成図 (土木工事)
- 参考資料 2-5-1 平成 30 年度鹿児島港地質調査業務 推定地質断面図
- 参考資料 2-5-2 平成 30 年度鹿児島港地質調査業務 土質ボーリング柱状図
- 参考資料 2-5-3 平成 30 年度鹿児島港巡視船基地係留設備等設計業務 地盤想定断面図
- 参考資料 2-5-4 平成 30 年度鹿児島港巡視船基地係留設備等設計業務 土質ボーリング柱状図
- 参考資料 2-5-5 令和元年度鹿児島港係留施設土質調査業務 想定地層断面図
- 参考資料 2-5-6 令和元年度鹿児島港係留施設土質調査業務 ボーリング柱状図
- 参考資料 2-5-7 鹿児島船艇用品庫 (30) 敷地調査業務 地質断面図
- 参考資料 2-5-8 鹿児島船艇用品庫 (30) 敷地調査業務 土質ボーリング柱状図
- 参考資料 2-6-1 鹿児島港港湾計画書
- 参考資料 2-6-2 鹿児島港港湾計画資料
- 参考資料 4-1 工種別内訳表の参考例
- 参考資料 4-2 要求水準確認計画書の標準

第1章 総則

第1節 要求水準書の目的

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業（以下、「本事業」という。）の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項（以下、「要求水準」という。）を定めるものである。

第2節 事業者が提案した事業計画

事業者が提案した事業計画の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

第3節 要求水準書の変更

1 要求水準書の変更事由

海上保安庁は、事業期間中に下記の事由により、要求水準の変更を行う場合がある。

- ア 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき
- イ 災害・事故等により、特別な業務が必要なとき又は業務内容が著しく変更されるときはその他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2 要求水準書の変更手続き

海上保安庁は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準書の変更に伴い、契約の変更が必要となる場合には、必要な契約変更を行うものとする。

第4節 要求水準書の規定の取扱い

- (1) 要求水準書の第2章から第5章又は適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、海上保安庁がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。
- (2) 要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく業務の実施方法の一例を参考として示すものであり、実際の業務の実施方法については、当該参考に関わらず、事業者が要求水準を満たすよう計画するものとする。
- (3) 要求水準書において、設定条件として示す内容については、事業者が要求水準を満たすよう事業計画を策定する際の前提となる条件として示すものであり、事業期間中に当該設定条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について協議するものとする。
- (4) 要求水準書は、【別添資料1－1】「用語の定義」を参照するものとする。

第5節 適用基準等

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令による他、【別添資料1－2】「適用基準等一覧」に掲げる基準等のうち、(1)「性能に関する技術基準」から(5)「参照基準」を適用する。なお、【別添資料1－2】「適用基準等一覧」に示す制定時のものから本事業の事業契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする。また、事業契約締結後の改定については、その適用について協議するものとする。
- (2) 適用基準等の解釈については、【別添資料1－2】「適用基準等一覧」に掲げる刊行物を参照す

るものとする。

- (3) 要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、要求水準書を優先するものとする。
- (4) 【別添資料1－2】「適用基準等一覧」の(5)参考基準は、事業者の責任において、関係法令及び要求水準（【別添資料1－2】「適用基準等一覧」の(1)「性能に関する技術基準」から(4)「その他の技術基準」に示す適用基準等により定められるものを含む。）を満たすよう適切に使用するものとする。
- (5) 【別添資料1－2】「適用基準等一覧」の(6)参考資料については、本事業の実施にあたり参考として提示する。
- (6) 適用基準等において、「監督職員」が承諾等することとされている事項については、原則として、工事監理業務を実施する工事監理者に読み替えて適用する。

第6節 事業期間終了時の水準

- (1) 本事業に基づき事業者が整備した給油施設、回転翼機格納庫・駐機場（離発着場合む）、船艇用品庫及びこれらに付帯する工作物その他の施設（以下、「本施設」という。）の事業終了時の状態は、第4章に規定する要求水準を満足している状態、及び第5章の規定により設置し事業期間終了時に現状有姿で海上保安庁に引き渡しを行うことを定めているものが、要求水準を満足している状態とする。ただし、内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料、機材については、要求水準に適合した適正な維持管理・運営が行われ、かつ通常の使用状況であった場合の状態を維持していれば足りる。

第7節 特許権・著作権等の使用

- (1) 事業者は、本事業に関わる特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を持たなければならない。

第2章 事業の目的及び計画条件

第1節 事業目的

本事業は、鹿児島港において、本施設を新たに整備し、その維持管理を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、良質かつ低廉な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図ることを目的として行う。

第2節 事業概要

本事業は、本施設の施設整備、維持管理・運営を実施するものである。

なお、給油施設については令和元年度に基本計画を策定している。詳細は参考資料2-1を参照のこと。

落札者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社を設立し、特定事業を実施する。

第3節 事業範囲

事業者は、本事業に関して関係する法令（条例を含む。）を遵守し、次に掲げる業務を行う。

なお、各業務の実施に必要な調査、申請、届出その他の行政手続、事業を円滑に実施するための調整の一切の業務を含むものとする。

1 施設整備業務

- ① 事前調査業務
- ② 施設整備にかかる設計業務
- ③ 許認可申請業務
- ④ 設計業務（設計及び必要となる調査、手続等）
- ⑤ 施設整備にかかる建設工事業務
- ⑥ 維持管理・運営業務に必要な什器・備品等の調達・設置業務
- ⑦ 工事監理業務
- ⑧ 建設に伴う申請等の業務
- ⑨ 施設の引き渡し業務

2 維持管理・運営業務

【維持管理業務】

- ① 建築物・建築設備・給油設備保守管理業務
- ② 維持管理業務に必要な什器備品等保守管理業務
- ③ 長期修繕計画策定・実施
- ④ 環境衛生管理業務
- ⑤ 整備施設周囲の環境保全業務

【運営業務】

- ① 巡視船への給油業務（A重油）
(※Jet-A1燃料の回転翼航空機への給油は含まない。)
- ② 燃料搬入管理業務（タンクへの荷入れ）
- ③ 燃料在庫管理業務（A重油、Jet-A1燃料）
- ④ 運営業務に必要な什器備品等保守管理業務

第4節 事業スケジュール

1 施設整備業務の期間

事業契約締結の日から、本施設の供用開始日までとする。引渡日は令和6年9月末を予定している。なお、施設整備業務には、維持管理・運営業務の事業準備期間も含むものとする。

2 維持管理・運営業務の期間

維持管理・運営業務の期間は、引渡日の翌日から令和26年3月末までとする。

第5節 事業用地の概要

1 敷地条件

(1) 所在地

鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目1-11（鹿児島海上保安部七ツ島巡視船基地に隣接）
土地所有者：株式会社IHI（東京都江東区豊洲三丁目1番1号）

(2) 敷地面積

借地面積： 102,569.80 m²（接道部分を含む）

計画対象面積： 約73,850 m²（【参考資料2-2-1～2-2-5】参照）

ア 用途地域 工業専用地域

イ 容積率 200%

ウ 建蔽率 60%

(3) 地域地区

工業地域

建築基準法第22条指定地域

景観計画区域（市街地・台地ゾーン）

鹿児島市立地適正化計画区域

(4) 接道

【参考資料2-2-1】及び【参考資料2-3-1～2-3-2】参照。

また、工事資器材搬入路等については【参考資料2-3-3】参照。

2 周辺の社会基盤の整備状況

次に掲げるインフラ接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い、事業者の負担で整備（加入金、負担金等の負担を含む。）すること。提案に当たっては、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。

なお、インフラの整備状況等については、【参考資料2-4-1～2-4-3】に示されるとおりである。

ア 上水道

イ ガス

ウ 電力

エ 通信

3 土地に関する事項

(1) 特定事業に係る土地の無償貸与

海上保安庁は、PFI 法第 74 条の規定により、第十管区海上保安本部長が土地の所有者である（株）I H Iとの間で上に示す土地に係る賃貸借契約等を締結する。海上保安庁は当該土地を、施設整備期間、維持管理・運営期間中、特定事業の用に供するために事業者に本施設に係る敷地を無償で貸与するが、国有財産の使用許可を準用し、事業者は当該土地の管理等を確実に行うものとする。

a. 埋蔵文化財の調査について

本事業計画地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定される「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されていない。

b. 土質地盤調査等について

本事業計画地における土質地盤調査結果等は【参考資料 2-5-1～2-5-8】を参照のこと。

c. 埋設物等について

当該土地には、雨水排水管が埋設されている。この機能を維持すること。

d. 前面海面

鹿児島港港湾計画【参考資料 2-6-1～2-6-2】に示されるとおり。

第6節 事業に必要と想定される根拠法令等

1 根拠法令等

(1) 法令等

- a. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- b. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- c. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- d. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- e. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- f. 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- g. 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- h. 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）
- i. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 条）
- j. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- k. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- l. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- m. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- n. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- o. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- p. 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- q. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- r. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- s. 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- t. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- u. 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- v. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- w. 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

- x. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- y. その他関係する法令等

（2） 基準等

主な基準を示す。詳細は、【別添資料 1－2】適用基準等一覧を参照のこと。

- a. 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）
- b. 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省）
- c. 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省）
- d. 建築設計基準（国土交通省）
- e. 建築設備計画基準（国土交通省）
- f. 港湾の施設の技術上の基準・同解説（国土交通省）
- g. 公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- h. 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- i. 土木学会標準示方書（土木学会）
- j. 港湾工事共通仕様書（国土交通省）
- k. 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省）
- l. 屋外タンク貯蔵所の技術基準解説（危険物保安技術協会）
- m. 陸上工事における深層混合処理工法設計・施工マニュアル（土木研究センター）
- n. コンクリート標準示方書（土木学会）
- o. JIS 規格（日本産業規格）
- p. 航空土木施設設計要領（舗装設計編）（国土交通省航空局）
- q. その他関係する基準等

（3） 鹿児島県及び鹿児島市の条例等

- a. 鹿児島県建築基準法施行条例
- b. 鹿児島県建築基準法施行細則
- c. 鹿児島市景観条例
- d. その他関係する条例等

第3章 経営管理

第1節 事業者に求められる基本的事項

1 基本方針

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適正かつ確実に事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について総合的に管理するものとする。

本事業は、約22年間（施設整備期間2年、維持管理・運営期間20年）にわたり、本施設の整備、維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけではなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

2 事業者に関する事項

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ることができるよう、次に掲げる事項を満たすこと。

- ① 「会社法（平成17年7月26日法律第86号）」に定める株式会社として設立していること。
- ② 定款において、本事業の実施のみを事業者の目的とすることを規定していること。
- ③ 定款において、監査役を置くことを規定していること。
- ④ 定款において、株式の譲渡制限を規定していること。
- ⑤ 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。
- ⑥ すべての株主が、事業計画にあらかじめ示された出資者であること。
- ⑦ すべての株主が、海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、原則として事業期間が終了するまで株式を保有していること。
- ⑧ すべての株主が、海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間中、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないこと。
- ⑨ 選定された入札参加者の構成員が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有していること。
- ⑩ 選定された入札参加者の構成員以外の株主による、事業者の株主総会における議決権保有割合が他の議決権保有者との比較において最大の保有割合とならないこと。

3 事業の実施体制に関する事項

事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。

- ① 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- ② 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。
- ③ 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。

4 事業者による事業の調整に関する事項

事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、次に掲げる事項を行うこと。総括代理人又は総括代理人直属のスタ

ツフは、第5章第1節 3 ②に定める管理統括責任者と兼任してはならない。

- ① 事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、次の②から⑦までの事項を適切に行うことができる総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを配置すること。
- ② 各選定企業における業務実施計画、業務実施内容及び要求水準の達成状況を、定常的かつ適切に把握・管理し、適切かつ確実な事業遂行を図ること。
- ③ 各選定企業の提案・意見を収集・調整することにより、施設整備から維持管理・運営までの業務を包括的に行う利点を活かした、効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- ④ 選定企業間の意見調整を適切に行い、常に選定企業間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を遂行すること。
- ⑤ 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、海上保安庁との連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うとともに、海上保安庁・事業者間の協議を開催し、協議の円滑な進行・調整を図ること。
- ⑥ 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- ⑦ その他事業の必要な調整と管理に必要な事項を実施すること。

5 事業者の財務に関する事項

事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

- ① 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- ② 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- ③ 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。
- ④ 事業者及び各業務を実施する全ての企業が、税を滞納しないこと。

第2節 事業者の経営等に関する報告

事業者は、次に掲げるとおり、事業者の経営等に係る書類を提出すること。提出時期は事業契約の締結後については5開庁日まで、それ以外は特に定めのない限り、翌月5開庁日までとする。

1 定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合に海上保安庁に提出する。

2 株主名簿の写し

事業者は、「会社法」第121条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合に海上保安庁に提出する。

3 実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後及び本事業に係る実施体制に変更があった場合に海上保安庁に提出する。

4 事業者が締結する契約又は覚書等

（1） 契約又は覚書等の一覧

事業者は、本事業に関連して、海上保安庁以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予

定の契約又は覚書等の一覧（事業者又は選定企業が締結する保険の一覧を含む。）を、事業契約の締結後及び締結し又は締結する予定の契約又は覚書等の一覧に変更があった場合に海上保安庁に提出する。

（2） 契約又は覚書等の写し

事業者は、海上保安庁以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の 10 開庁日前までに（契約締結後及び当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合はその変更日の 10 開庁日前までに）、当該契約書類又は覚書等の素案を海上保安庁に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして海上保安庁が承諾した場合は、提出を省略することができる。

事業者は、海上保安庁以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結後及び当該契約書類又は覚書等の内容変更後に、当該契約書類又は覚書等の写しを海上保安庁に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして海上保安庁が承諾した場合は、提出を省略することができる。

5 株主総会の資料及び議事録

事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後 14 日以内に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを海上保安庁に提出する。

6 取締役会の資料及び議事録

事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後 14 日以内に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを海上保安庁に提出する。

7 計算書類等

- ① 事業者は、定時株主総会の開催後 1 ヶ月以内に、次に掲げる計算書類等を海上保安庁に提出する。なお、事業者の決算期は毎年 3 月 31 日とする。
 - a. 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの「会社法」第 435 条第 2 項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料
 - b. (1) a. に係る監査報告書の写し
 - c. 当該事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書その他海上保安庁が合理的に要求する書類
- ② 毎年 9 月 30 日までの中間計算書類を海上保安庁に提出する。中間計算書類は、(1) a. に定める計算書類に準じるものとする。
- ③ 事業者は、事業費の改定等により事業収支計画を変更した場合は、事業費の改定等の内容の確定後に事業収支計画を海上保安庁に提出する。
- ④ 事業者は、本施設の引き渡し後速やかに、事業契約締結から当該引き渡し時点までに生じた事業費の変更等を反映した事業者の事業収支計画に基づく PFI-LCC の費用の項目及びその算出根拠資料を作成し、海上保安庁に提出する。資料作成方法及び提出様式は、「VFMに関するガイドライン（平成 13 年 7 月 27 日、平成 27 年 12 月 18 日改定）」による。

第4章 施設整備

第1節 施設整備の目標

海上保安庁は、鹿児島港に大型巡視船の配備を計画しており、その円滑な業務遂行を支援する施設等として、鹿児島港に給油施設、回転翼機格納庫及び船艇用品庫等の整備を行うものである。

給油施設については、効率的に給油作業を実施できる設備機器を備え、併せ、安全性や環境への配慮した施設とする必要がある。

回転翼機格納庫については、鹿児島港に配備される巡視船に搭載される回転翼機の整備拠点として整備を行うものである。

また、災害等発生時の拠点として使用するため、災害発生時にも給油施設、回転翼機格納庫及び船艇用品庫それぞれの有する本来の機能を維持し、災害等への対応が可能かつ強靭な施設とする必要がある。

第2節 施設整備方針

1 行政サービスの向上に資する施設整備

本施設は、給油施設、回転翼機格納庫及び船艇用品庫により構成され、それぞれの機能を満足しつつ、行政サービスの向上を目標とした施設整備を行う。

業務形態に応じた執務空間の形成を図るとともに、執務空間性能の向上など、将来にわたって安定的、継続的に、公務の能率増進につながる施設計画とする。

2 海上保安業務活動等に資する施設整備

本施設は、海上保安業務活動等の拠点として使用するものであり、構造体にかかるリスクの低減を考慮の上、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、施設整備、維持管理・運営の各段階の建物自身の安全性はもとより、災害等発生時にこれらの機能が確実かつ効果的に発揮できるよう、施設全体としての総合的な耐震性能確保による防災拠点的な整備を行う。

整備にあたっては、特に湾岸の埋立地に立地することから、津波、高潮に対する防護、液状化に対する配慮を要する。また、地域の防災力の向上に寄与し、災害等発生時においても施設が有効に機能し、確実な業務継続を可能とする施設を実現するものとする。

3 環境保全について先導的な公共建築の実現

環境問題の今日的な動向に対応し、行政として先導的に取り組む必要から、施設整備、維持管理から廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、省エネルギー・省資源、長寿命化、建設副産物の抑制、エコマテリアルの使用等を積極的に取り入れるなど総合的な対策を講じた環境負荷低減に配慮した施設整備を行う。

また、国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供するため、環境保全対策の先導的技術の導入を積極的に進め、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に貢献する。

第3節 設計・施工条件

1 本施設の構成及び規模

本事業で整備する施設の構成及び規模を以下に示す。設計条件については「第5節 施設計画」を参照すること。

(1) 給油施設《n棟》

a. 燃料タンク

施設名称	容量	備考
屋外貯蔵タンク	6,000 kℓ程度 提案による合理的な配置基数とする	A重油（巡視船用燃料） 定期点検実施時においても給油業務が滞りなく実施できることとし設置基数は提案とする。
地下貯蔵タンク	20 kℓ程度	JET-A1（回転翼機用燃料）

b. 給油施設監視棟

No.	施設名称	面積 (m ²)
n1	給油施設監視室	80.0
n2	給油施設庁務員室	20.0
n3	機械室	提案による
n4	電気室	提案による
n5	湯沸室	3.2
n6	トイレ（男性）	13.0
n7	トイレ（女性）	7.9
n8	給油施設防除防災用具庫	73.0
n9	給油施設用消火タンク室	60.0
n10	給油施設用ポンプ室	28.0
n11	給油施設用消火ポンプ室	28.0
n12	航空機燃料ポンプ室	8.0
n13	航空機燃料ハイドランプ	—
n14	車庫（給油施設維持管理業務車）	18.0
n15	自家発電機室	提案による
最大延床面積（上記諸室に交通面積等を含む）		512.0

(2) 回転翼機格納庫等《k棟》

a. 回転翼機格納庫棟

No.	施設名称	面積 (m ²)
k1	格納庫（機体格納スペース）	2,908.8
k2	大扉戸袋スペース	217.8
k3	大型資機材保管庫	80.0
k4	整備科倉庫（部品保管庫）	63.6
k5	整備科倉庫（消耗品庫）	63.6
k6	通信科倉庫	63.6
k7	飛行科倉庫	63.6
k8	整備室1	59.3
k9	整備室2	59.3
k10	工作室	33.3
k11	充電室	33.3

No.	施設名称	面積 (m ²)
k12	部品洗浄室・洗濯室	43.2
k13	コンプレッサー室	6.5
k14	消防設備室	31.8
k15	手洗い場	11.7
k16	機械室	提案による
k17	電気室	提案による
k18	自家発電機室	提案による
k19	トイレ（男性）	13.0
k20	トイレ（女性）	7.9
最大延床面積（上記諸室に交通面積等を含む）		4,656.5

b. 駐機場（エプロン）

	面積 (m ²)	備考
駐機場（エプロン）	4,650	回転翼機の離発着スペース及び待機スペース（2機分）

(3) 船艇用品庫棟《s棟》

No.	施設名称	面積 (m ²)
s1	船艇用品庫	208.7
s2	保管物品庫	87.4
s3	指令室	30.0
s4	見張室	10.0
s5	船艇職員執務室	66.0
s6	通信機械室	40.0
s7	船艇職員待機室	99.0
s8	会議室	40.0
s9	検査対応室1	40.0
s10	検査対応室2	40.0
s11	機械室	提案による
s12	電気室	提案による
s13	自家発電機室	提案による
s14	蓄電池室	10.0
s15	機器測定室	40.0
s16	油脂庫1	15.0
s17	油脂庫2	15.0
s18	油脂庫3	15.0
s19	書庫	39.0
s20	仮眠室	46.4
s21	湯沸室	6.4
s22	トイレ（男性）	26.0
s23	トイレ（女性）	7.9
s24	多目的トイレ	5.0
s25	更衣室（男性）	28.1
s26	更衣室（女性）	18.7
s27	シャワー室（男性）	9.6
s28	シャワー室（女性）	6.2

No.	施設名称	面積 (m ²)
s29	玄関ホール	20.0
s30	車庫	54.0
	最大延床面積（上記諸室に交通面積等を含む）	1,513.17

2 施工計画の条件

【別添資料4－1】「建設工事に関する留意事項」による。

3 関係法令等の遵守

- (1) 土壤調査に関して、所管行政機関との協議及び届出は本事業の範囲内とする。【参考資料2－5－1～2－5－8】については、事業者の責任において利用可能である。規制基準値を超える汚染土壤が確認された場合は海上保安庁と協議の上、適切に処理を行うこととする。
- (2) その他、施設の整備にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、適切な施設整備を推進するものとする。

第4節 施設計画（基本的性能）

施設整備に係る基本的性能は「官庁施設の基本的性能基準」によるものとし、適用する分類は【別添資料4－2】「官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表」及び「第5節 施設計画」に示すところによる。また、必要な性能項目及び水準として、本節を規定する。

これら要求水準を踏まえ、施設全体として各分野、各種計画が整合し、バランスのとれた合理的で機能的な施設整備とする。

<基本的性能一覧表>

分野	項目		
1 社会性	(1) 地域性 (2) 景観性		
2 環境保全性	(1) 環境負荷低減性 (2) 周辺環境保全性	a. 長寿命 b. 適正使用・適正処理 c. エコマテリアル d. 省エネルギー・省資源 a. 地域生態系保全 b. 周辺環境配慮	
3 安全性	(1) 防災性 (2) 機能維持性 (3) 防犯性		
4 機能性	(1) 利便性	a. 移動 b. 操作	
		(2) ユニバーサルデザイン	
	(3) 室内環境性	a. 音環境 b. 光環境 c. 熱環境 d. 空気環境 e. 衛生環境 f. 振動	
		(4) 情報化対応性	
		a. 情報化処理機能 b. 情報化交流機能	
5 経済性	(1) 耐用性	a. 耐久性 b. フレキシビリティ	
		(2) 保全性	
		a. 作業性 b. 更新性	

1 社会性

(1) 地域性

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「歴史、文化・風土への配慮」、「周辺の施設との連携」、「地域活性化への貢献」、「関連計画等との整合」による。

(2) 景観性

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「歴史、文化・風土への配慮」、「歴史的まちなみの保存・再生」、「周辺の自然環境への配慮」、「周辺の都市環境への配慮」による。

2 環境保全性

(1) 環境負荷低減性

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の環境保全性基準令和3年改定版」の「長寿命」、「適正使用・適正処理」、「エコマテリアル」、「熱負荷等の低減」、「自然エネルギーの利用」、「エネルギー・資源の有効活用」によるほか、次による。

- a. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)に基づく「建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号)に示す建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のための誘導基準を満足することとし、可能な限り低減するよう努める。
- b. 運用段階におけるエネルギー消費量(運用エネルギー)及びそれに伴う二酸化炭素排出量(運用CO₂)のベンチマーク設定を行う場合は、(1) a. を考慮し計画する。
- c. 「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)」に基づく「低炭素建築物」の認定を所管行政庁に申請し取得する。
- d. 先導的な取り組みとして、最新技術の導入に努めるものとする。また導入した技術については、効果等の検証を行う。
- e. 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(平成12年法律第100号)(以下、「グリーン購入法」という。)に基づき、資機材等の選択にあたっては、できる限り特定調達物品等を選択するよう努めるものとし、これによりがたいときは海上保安庁と協議する。

(2) 周辺環境保全性

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の環境保全性基準令和3年改定版」の「地域生態系保全」、「周辺環境配慮」によるほか、次による。

- a. 有害物質の発生を最小限に留め、発生した場合には敷地外へ排出しない。
- b. 建設工事中において、周辺地域への影響を抑制した計画とする。また、施設運営段階において、建築物に附属する機器類が発する騒音・振動及び生活騒音を、関連法規に定められている規制値以下にするとともに、周辺地域への影響を抑制する計画とする。
- c. 外装面又は太陽光パネルについて、光の反射による周辺地域への影響を抑制した計画とする。
- d. 使用する冷媒は、オゾン破壊係数 0 かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。

3 安全性

(1) 防災性

- a. 耐震

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

- (a) 施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性を確保するために、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響、施設が立地する地域的条件等に応じて、構造体、建築非構造部材及び建築設備について、その性能を確保する。
- (b) 各部位の耐震安全性は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の規定に従い、耐震安全性の分類は【別添資料4－2】「官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表」による。
- (c) 耐震安全性確保に必要な施設機能として定める諸室は、【別添資料4－3】「諸室に関する要求水準」に示す。

【技術的事項】

- (a) 構造体に関する耐震性能

ア. 構造計画

(ア) 構造耐力上主要な部分の変形、地盤変形、不同沈下、温度膨張（収縮）及びコンクリートの乾燥収縮等により、各要求性能に支障が生じない構造計画とする。

(イ) 構造耐力上主要な部分の配置等に関しては次のとおりとする。

- 一. 事務室内の間仕切壁は、構造耐力上主要な部分としない。
- 二. 制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分（柱・大ばり等）としない。また、極めて稀に発生する地震動後を除きメンテナンスは不要な構造とする。なお、制振部材を付加的要素として設計する場合であっても制振構造として取り扱う。
- 三. 構造耐力上主要な部分に用いる鋼材は、溶接性及び製造方法を考慮し、その化学成分及び機械的性質を適切に考慮する。また、耐震性能の余力を確保するため、柱梁接合部の梁端部については、降伏した場合の性状に配慮した設計及び施工を行う。

(ウ) 基礎構造は、計画地の地盤特性を踏まえ、耐震安全性を確保する工夫や工法上の工夫をした計画とする。

イ. 高さが45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性

高さが45m以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性については、次のとおり評価する。

(ア) 耐震性能の目標

耐震性能の目標を満足する構造計算に基づき行政手続きを行う。

一. 地上階（地下階より上層の階）

地震力	判定基準
「建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）（以下「建築基準法施行令」という。）」第88条第2項に定める地震力	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内層間変形角：1/200以下
「建築基準法施行令」第88条第3項に定める地震力	保有水平耐力：重要度係数を考慮した必要保有水平耐力以上 層間変形角： 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合：1/200以下 鉄骨造の場合：1/100以下その他の構造種別の場合： (一) 耐震安全性の分類に応じた变形性能が確保されていること。 (二) 建築非構造部材、建築設備の部材については、構造体の变形により障害が生じないこと。

二. 欠

三. 基礎構造（基礎及び杭（深礎を含む））

地震力	判定基準
「建築基準法施行令」第88条第4項に定める地震力	構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 (一) 大地震動に対して、鉛直方向の耐力低下が著しいものでなく、基礎構造の損傷により上部構造の機能には有害な影響を与えないこと。 (二) 耐震安全性の分類がI類又はII類に該当し、杭基礎の場合、保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。 (三) 保有水平耐力の検討は、【別添資料4-4-1】「杭の耐震安全性確保の検討方法」による。

ウ. 欠

(b) 建築非構造部材に関する耐震性能

ア. 高さが 45m 以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性

(ア) 部材については、大地震動時の構造体の变形に対して追従するとともに、水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき必要な安全性を確保されている。また、各部の設計については、大地震動時及び大地震動後において、部材が所要の機能を発揮するよう、部材の特性及び接合方法を的確に把握した上で行う。

(イ) 建築非構造部材に関する耐震性能は、【別添資料4-4-2】「建築非構造部材に関する耐震安全性確保の検討方法」による。ただし、「イ. 高さが 45m を超える建築物又は免震構造若しくは制振構造を採用した建築物の地震力に対する安全性」により評価する場合は、この限りでない。

また、家具の転倒・移動防止対策に対する設計上の措置を講じること。

イ. 欠

(c) 建築設備に関する耐震性能

ア. 高さが 45m 以下の耐震構造を採用した建築物の地震力に対する安全性

(ア)設備機器、配管については、大地震時の水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損が生じないよう固定されている。また、配管は、大地震動時の構造体の変形及び地盤との相対変位に追従するとともに、所要の機能を確保する。

イ. 欠

ウ. 設備機器の耐震クラスは、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」および「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（日本建築センター）（以下、「建築設備耐震設計・施工指針」という。）」の規定に従い設定する。

建築設備に関する耐震性能は、【別添資料4-4-3】「建築設備に関する耐震安全性確保の検討方法」による。

エ. 各種ライフラインの機能確保については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の規定に従い設定する。

オ. 電力の確保

商用電源途絶時においても自家発電装置により電力供給ができるものとする。

カ. 欠

キ. 給水機能の確保

(ア)受水タンクは災害応急対策活動に必要な飲料水及び雑用水量を確保する。必要水量の計算方法は、「建築設備設計基準」による。

(イ)飲料水については、水質確保のために必要な措置を講ずる。

(ウ)給水ポンプおよび受水タンク等は重要機器としての耐震性を持たせ非常電源を確保する。

ク. 排水機能の確保

合併浄化槽等排水ポンプは、重要機器としての耐震性を持たせ非常電源を確保する。

ケ. 地震時の避難安全確保に関する性能

地震発生時、危険性の高い場所（昇降機設備のかご内、階段室、機械室等）の利用者が円滑に建物内の安全場所まで避難できるよう、昇降機設備の地震管制運転、非常放送、音声誘導等の対策を講じるものとする。また、緊急地震速報装置を設け、信号を受信した際に、速報内容が迅速に反映されるよう、昇降機設備、拡声設備等の連動をとるものとする。

(d) 本施設敷地に関する耐震性能

本施設敷地の内、災害応急対策活動に必要な部分は、大地震動時の液状化の発生そのものを防止する対策を講じること。

液状化に対する対策は次の条件を満たすこと。

ア. 各種ライフラインの機能が確保されていること。

イ. 地盤の沈下により災害応急対策活動に必要な動線に著しい段差が生じないこと。

ウ. 側方流動が生じないこと。

b. 対火災

(a) 耐火に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「主要構造部の耐火性」、「屋外に面する壁等」、「防火区画」による。

(b) 初期火災の拡大防止

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「内部仕上げの不燃化」、「消火設備の設置」、「消火による水損への対策」による。

(c) 火災時の避難安全確保

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「避難経路の確保」、「排煙設備」、「警報設備及び誘導灯整備」による。

c. 対浸水

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

- (a) 浸水の原因となる水害のうち、高潮による水害については、【別添資料4-4-4】
「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する

(b) 建築計画

比較的発生頻度の高い高潮による水害に対する防御は、全ての室等が、比較的発生頻度の高い水位より高い位置にある階に配置されていること。

(c) 構造体の水害に対する安全性

対浸水に関する基本的性能の分類I、II又はIIIに該当する室等を有する建築物について、構造体の高潮による水害に対する安全性は、次のとおり評価する。

ア. 対象とする高潮による水害

(ア) 比較的発生頻度の高い水位の高潮による水害

比較的発生頻度の高い水位の高潮に対して構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確認する。

免震構造を採用する場合は、比較的発生頻度の高い水位の高潮に対して免震層が浸水しないよう対策する。

(イ) 想定される最高の水位の高潮による水害

想定される最高の水位の高潮に対して構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確認する。

免震構造を採用する場合は、想定される最高の水位の高潮に対して免震層が浸水しないよう対策する。

イ. 高潮に対する安全性の目標

(ア) 構造耐力上主要な部分

高潮と波浪の同時発生を考慮した荷重（以下「高潮による波圧等」という。）による応力が短期許容応力度を超えないこと（制振部材を除く）。

(イ) 浮力を考慮した転倒及び滑動

一. 転倒又は滑動しないこと。

二. 杭基礎（深礎を含む）の場合は、応力が短期許容応力度を超えないこと。

(ウ) 洗掘のおそれのある場合

原則として、杭基礎（深礎を含む）とする。直接基礎の場合は、十分な根入れを確保する。

(エ) 漂流物の衝突

構造耐力上主要な部分が破壊を生じないこと、又は、柱若しくは耐力壁の一部が損傷しても建築物が容易に倒壊、崩壊しないこと。

(オ)高潮に対する安全性の検証は、【別添資料4-4-5】「高潮に対する安全性確保の検討方法」による。

(d) 建築設備の水害に対する安全性感電防止対策

電力・通信の引込管路口は、水が浸入しないよう対策する。また、本施設の一部が浸水した場合には、浸水エリアの電源を停止できるシステムとする。ただし、浸水しても通信は途絶しないものとする。

d. 対津波

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

(a) 津波による最高の水位等は、【別添資料4-4-4】「高潮、津波による浸水想定資料」に基づき最高の水位等を設定する。

(b) 構造体の津波に対する安全性

対浸水に関する基本的性能の分類I、II又はIIIに該当する室等を有する建築物について、構造体の津波に対する安全性は、次のとおり評価する。

ア. 対象とする津波による水害

災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して建築物全体の耐力が著しく低下しないことを確認する。

イ. 対津波性能の目標

(ア) 構造耐力上主要な部分

津波による波圧が架構の保有水平耐力を超えないこと。制振構造の場合は、制振部材を除く構造耐力上主要な部分が終局耐力を超えないこと。

(イ) 波圧が直接作用する構造耐力上主要な部分

津波波圧によって生ずる部材応力が終局耐力以内（制振部材を除く）。（ウ）浮力を考慮した転倒及び滑動

一. 転倒又は滑動しないこと。

二. 杭基礎（深礎を含む）の場合は、杭の終局せん断耐力の総和、及び終局曲げせん断耐力の総和を上回らないこと。

(エ)洗掘のおそれのある場合

原則として、杭基礎（深礎を含む）とする。直接基礎の場合は、十分な根入れを確保する。

(オ)漂流物の衝突

構造耐力上主要な部分が破壊を生じないこと、又は、柱若しくは耐力壁の一部が損傷しても建築物が容易に倒壊、崩壊しないこと。

(カ)津波に対する安全性の検証は、「津波防災地域づくりに関する法律施行規則」（平成23年国土交通省令第99号）の規定による。ただし、津波による波圧を算定する際の水深係数の低減は行わないこと。

(キ)免震装置

免震構造の場合は、津波波圧によって免震装置の水平変位が水平クリアランスに達しないこと。

(c) 建築設備の水害に対する安全性感電防止対策

電力・通信の引込管路口は、水が浸入しないよう対策する。また、浸水した場合には浸水エリアの電源を停止できるシステムとする。ただし、浸水しても通信は途絶しないものとする。

e. 耐風

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

耐風に関する性能の分類は、【別添資料4－2】「官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表」による。

風圧力に対する安全性について次のとおり評価する。

(a) 構造体

風圧力に対する安全性の確保	ア. 「建築基準法施行令」第87条に規定される風圧力に耐風性能の分類に応じて割り増しを行った風圧力に対する安全性 (ア) 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 イ. 極めて稀に発生する大規模な強風「建築基準法施行令」第87条に規定される風圧力を1.6倍した風圧力に対する安全性 (ア) 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内 (イ) 制振部材及び免震部材： 履歴型エネルギー吸収部材は弾性限耐力以内とする。 流体系エネルギー吸収部材は微振動時の発熱による物性変化がないものとする。
風による振動に対する安全性の確保	ア. 風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

(b) 建築非構造部材

風圧力に対する安全性の確保	ア. 「建築基準法施行令」第82条の4に規定される風圧力に耐風性能の分類に応じて割り増しを行った風圧力に対する安全性 (ア) 非構造部材及びそれを支持する部材：短期許容応力度以内 イ. 極めて稀に発生する大規模な強風「建築基準法施行令」第82条の4に規定される風圧力を1.6倍した風圧力に対する安全性 (ア) 非構造部材及びそれを支持する部材：短期許容応力度以内
風による振動に対する安全性の確保	ア. 風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

(c) 建築設備

風圧力に対する安全性の確保	ア. 「建築基準法施行令」第129条の2の4に規定される風圧力にたいする安全性 (ア) 機器等（災害応急対策活動上必要な機器等を除く）は、構造耐力上安全である イ. 「建築基準法施行令」第129条の2の4に規定される風圧力に耐風性能の分類に応じて割り増しを行った風圧力 (ア) 災害応急対策活動上必要な機器等は、構造耐力上安全である。
風による振動に対する安全性の確保	ア. 風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。

f. 耐雪・耐寒

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

(a) 構造体

「官庁施設の基本的性能基準」の「積雪荷重に対する安全性の確保」、「地盤凍結に対する措置」による。

(b) 外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備

「官庁施設の基本的性能基準」の「外部空間の安全性の確保等」、「建築物の形状、仕上げ等に係る対策」、「建築設備に係る対策」による。

g. 対落雷

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「施設の保護」、「電力・通信機器の保護」、「電力・通信引込線における対策」による。

h. 常時荷重

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

i. 対降灰対策

降灰の除去対策を講じること。

(2) 機能維持性

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「電力供給機能の確保」、「通信・情報機能の確保」、「給水機能の確保」、「排水機能の確保」、「空調機能の確保」、「備蓄スペースの確保」によるほか、次による。

(a) 各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。

(b) 地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合においても電力供給・通信・情報機能を確保するため、(1) 防災性 a. 耐震【技術的事項】(c) 建築設備に関する耐震性能を確保する。

(3) 防犯性

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の防犯に関する基準」3.2技術的事項「3.2.1 防犯を考慮した施設整備」、「3.2.2 建築に関する事項」、「3.2.3 防犯設備に関する事項」、「3.2.4 施設の運用・管理に関する事項」による。

4 機能性

(1) 利便性

a. 移動

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「動線計画」「スペース、寸法等の確保」「昇降機設備」

「車路及び駐車場」「安全性の確保」による。

b. 操作

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「可動部の安全性の確保」、「操作部の安全性の確保」、「安全性の確保に必要な表示等」による。

(2) ユニバーサルデザイン

【基本的性能】

「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」の「移動空間」、「行為空間」、「情報」、「環境」、「安全」による。

(3) 室内環境性

a. 音環境

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「外部騒音への対策」、「内部騒音への対策」、「音声漏洩への対策」、「音声漏洩への対策」による。

b. 光環境

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「照度の確保」、「照明のグレア規制」、「照明の光源の光色及び演色性」、「照明の意匠性」、「照明の制御」、「自然採光」による。

c. 熱環境

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「温湿度の設定」、「気流の設定」、「熱負荷の取得の低減」、「空調システムの制御」、「熱負荷の発生抑制等」、「結露の抑制」による。

d. 空気環境

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「換気量の設定」、「換気方式の選定」、「空気清浄度の確保」、「空気清浄度の確保」、「受動喫煙の防止」、「空気バランスの確保」による。

e. 衛生環境

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「換気量の設定」、「給水・給湯設備（上水）」、「給水設備

（排水再利用水、雨水利用水及び井水）」、「排水設備（下水）」、「空調設備（空調用水）」、「衛生器具設備」、「ごみ処理」による。

f. 振動

(a) 人の動作又は設備による振動に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」、「室の配置」、「振動源における対策」による。

(b) 交通による振動に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。

(c) 風による振動に関する性能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「応答加速度の目標値」による。

（4）情報化対応性

a. 情報処理機能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」、「電源の確保等」による。

b. 情報交流機能

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「設置スペースに係る対応」、「建築設備」による。

5 経済性

（1）耐用性

「官庁施設の基本的性能基準」による。

a. 耐久性

「官庁施設の基本的性能基準」による。

(a) 構造体

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「材料に係る措置等」によるほか、次による。

ア. 構造体について、100年間大規模な修繕を行わずに使用できるものとする。

イ. 外部に面する部材の塩害に配慮し、長寿命化を図る仕様とする

(b) 建築非構造部材

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「建築資機材全般に係る耐久性」、「外装、屋根・防水等に係る耐久性」、「構内舗装に係る耐久性」によるほか、次による。

ア. 外部に面する部材の塩害に配慮し、長寿命化を図る仕様とする

(c) 建築設備

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「設備資機材全般に係る耐久性」、「屋外に設置する設備資機材に係る耐久性」によるほか、次による。

ア. 外部に面する部材の塩害に配慮し、長寿命化を図る仕様とする

b. フレキシビリティ

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「建築計画上の対応」、「建築設備」による。

将来的な機能更新・拡充（空調・照明・電源・情報通信など）に対応可能なゆとりある建築計画とし、フレキシビリティを確保した執務空間となるよう計画する。

また、将来のフレキシビリティが確保できるよう、以下の諸室については、構造耐力上主要な部分としての柱、壁等を設けず、将来のレイアウト変更に対応できるように、OA フロアとする。

船艇用品庫棟《s 棟》

s3 指令室

s4 見張室

s5 船艇職員執務室

s6 通信機械室

s7 船艇職員待機室

s8 会議室

s9 検査対応室 1

s10 検査対応室 2

(2) 保全性

a. 作業性

【基本的性能】

「官庁施設の基本的性能基準」による。

【技術的事項】

「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「作業用設備の設置」、「仕上げ及び詳細」、「建築設備」によるほか、次による。

(a) 外構の雑工作物は汚れにくく、清掃、点検保守が効率的かつ容易に行える。

- (b) 植栽について、灌水、選定、清掃の維持管理が効率的かつ容易に行える。
- b. 更新性
- 【基本的性能】
「官庁施設の基本的性能基準」による。
- 【技術的事項】
「官庁施設の基本的性能基準」の「平面計画等」、「材料、機器等の分離及び組合せ」、「建築設備」による。

第5節 施設計画

第4節に加え、下記に施設及び部位毎の要求水準を示す。

1 建築性能

- (1) 共通事項
- a. 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」において、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行い、海上保安庁が業績監視等により確認できるものとする」と読み替える。
 - b. 各室性能は、入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」による。
 - c. 主要諸室は、執務内容に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、入札説明書（案）公表時に添付する「主要諸室の性能特記事項」を適用する。
- (2) 連担建築物設計制度の適用
- a. 事業者は、建築基準法第86条第2項に係る「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定基準（一般市街地型）」（以下「認定基準」と言う。）「維持管理責任者」を選定し、特定行政庁に届け出ること。
 - b. 事業者は「認定基準」第四.3.に掲げる認定区域等を、敷地内に標示すること。
 - c. 認定に係る申請手続き及び鹿児島県への認定適用に係る影響等の説明は、事業者が行うものとする。
- (3) ゾーニング
- a. 各要求水準を満足した上で、構造計画や設備計画と整合させ、全体としてバランスのとれた合理的で機能的な計画とする。
 - b. 各室の利用形態及び特性を十分に把握し、縦動線となるコアの位置関係も考慮し、フロア毎に機能的な計画とする。
 - c. 各室の面積や用途及び設備システム等との整合性を考慮した、適切なスパン構成とする。
 - d. 各室の形状は、その用途と備品や家具等の配置を考慮し、縦横のバランスがとれた、できる限り凹凸のない使い勝手のよい計画となるよう配慮する。また、壁面収納棚の設置等を考慮し、まとまった壁面の確保に努める。
 - e. 大部屋タイプの室と個室タイプの室の両方が、合理的に成立する計画とする。
 - f. 間仕切り位置を柱部に合わせる等、極力室内に独立柱が出ない計画とする。
 - g. 居室は可能な限り、自然排煙を確保する。
 - h. 各室の配置は、入札説明書（案）公表時に添付する「主要諸室の性能特記事項」及び「階層構成の考え方」による。
 - i. 各室の天井高は、【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時

に添付する「仕上仕様凡例」に規定する高さ以上を確保する。

(4) 仕上げ

- a. 各室の計画にあたっては、結露の発生により、保管される書類及び物品、その他財産の汚損の無いよう、又、業務に支障が無いよう配慮する。特に土中となる内壁面など、結露しやすい箇所がある場合は十分な対策を施す。給排水設備を要する室は、下階への漏水に対して適切な対策を行う。
- b. 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。
- c. 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。
- d. 色や柄については、各諸室の機能にふさわしい色彩とし、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とする。
- e. 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。
- f. 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。
- g. 外装、内装及び外構の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性やつながりに配慮し、特に玄関廻りについてはより内外の統一性を図る。

(5) 外装計画

- a. 本施設の全体にわたり統一感のあるものとした計画とする。
- b. 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とする。
- c. 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
- d. 周辺の状況を考慮し、外部のから視認性に配慮した計画とする。
- e. 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とする。目隠し板等を設ける場合は、外壁の仕上げや周囲の景観と調和する意匠とする。
- f. 主玄関を含む来庁者が出入する玄関の建具はステンレス製又は同等以上とし、その周囲の連続する開口部についても、統一性を考慮し同様とする。
- g. 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設ける。特に、主玄関には車寄せ機能に対応した庇とし、船艇用品庫棟の顔としての意匠性及び耐久性等に考慮した計画とする。また、他の庇においても、外観との調和に配慮した形状、仕上げとする。
- h. 金属を使用する場合はさびや腐食等を考慮し、表面仕上げは、原則としてステンレス製、アルミ製又は同等以上の素材とする。
- i. 給油施設監視棟及び船艇用品庫棟外壁は二丁掛タイル相当、その他の外装仕上げの考え方については、「建築設計基準」の標準仕上によるものとし、同等又は同等以上の仕様とする。

(6) 内装計画

a. 共通

- (a) 仕上げ材は、入札説明書（案）公表時に添付する「共通：仕上仕様凡例」に示すものと同等以上とし、各部門、諸室の用途及び使用頻度、部位の特性を把握した上で選定するとともに、耐久性や維持管理に配慮した材料とする。
- (b) 内装仕上げについては、空間の連続性その他意匠上及び機能上等の合理的な理由により、海上保安庁との協議が成立した場合、所定の分類によらないものとすることができます。
- (c) 内装仕上げについて、各室が空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。特に、玄関ホール、廊下及び階段の交通部分において、空間的に同一となる場合は仕上げの統一性に配慮する。

- (d) 同一空間内で同一部位に2種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切り縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理する。
- (e) 地域の歴史、文化、風土をデザイン要素としたモチーフを設定し、内装の各部分で表現することにより、施設全体の統一感を図る。
- (f) 機能上支障のない部分は、木材とともにCLTをはじめとした木質系材料を活用し、積極的に内装の木質化を行うこと。特に、玄関ホールなど積極的に木材の活用を図る。また、木材使用量について、設計業務完了時、建設工事完成時に海上保安庁に報告する。
- (g) 機能上支障のない部位及び範囲で、内装壁仕上げの一部に、しっくい壁をはじめとした伝統的な材料又は工法を用いること。

b. 床

- (a) 水勾配の目的がある場合を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦とする。
- (b) 床仕上げ材は、日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損や剥離等が生じない仕様とする。
- (c) 廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行う。
- (d) 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障がない納まりとする。
- (e) 人の往来が予定される床面にEXP.Jを設ける場合は、仕上げ材で隠蔽する。
- (f) 床面に空調吹出口を設ける場合は、周辺の仕上げ材と調和させる。また、歩行性や硬貨等の落下に配慮し、落下した場合には拾える構造とする。
- (g) 床に取り付ける附帯設備、什器・備品等で転倒防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。
- (h) OAフロアを敷設する執務室等で、【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「主要諸室の性能特記事項」に金庫等の重量物を設置する旨記載されている部屋は、必要に応じて床の補強を行う。

c. 壁

- (a) 日常行動、交通及び物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせない。
- (b) 壁面に設置する各種設備機器（消火器ボックス含む。）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み突出させない。
- (c) 壓樋やドレン等の立て配管は、基本的に設備シャフト内に設置し、容易に点検及び清掃ができるものとする。
- (d) 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガードを設ける。
- (e) 移動間仕切りは、手動式で可動させやすく、所定の遮音性（天井裏、OAフロア床下共）を有し、人の出入が可能な扉を設けるとともに、収納時に設置室の利用を妨げないよう配慮する。
- (f) ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014年9月1日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。
- (g) 玄関ロビー壁面に設けるピクチャーレールは、入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」の所要室に設置する。船艇職員待機室及び指令室は、廊下に面する壁（出入口を除く）に設置する。また、アルミ押出既製品の中量用（25kg程度）以上の吊モノに応じた仕様とし、フック及びハンガーセット等附属金物付きとする。
- (h) 壁に取り付ける附帯設備等で転倒防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地

を設ける。

d. 天井

- (a) 梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することができない設備機器を除く。）及びその横引き配管は、天井内に隠蔽する。
- (b) 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検できるものとする。
- (c) 天井面に取り付ける各種設備機器は、機能確保上、法令上、等により規定のあるものを除き、天井面から突出させない。
- (d) 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行う。
- (e) 会議室に設ける映写用のスクリーンは、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠蔽する。
- (f) 天井に取り付ける附置設備等で落下防止対策が必要な場所には、必要に応じて留め付け下地を設ける。

e. 附帯設備等

- (a) 設置する室及び種別は、【別添資料4－3】「諸室に関する要求水準」、入札説明書（案）公表時において添付する「主要諸室の性能特記事項」及び「附帯設備等に係る要求水準」による。なお、その仕様・数量については、協議において合理的な理由に基づく提案を行い、海上保安庁と計画案の協議が整った場合は、これを変更することができる。
- (b) 書庫、倉庫等で壁面から湿気の放出のおそれがある場合は、書架・棚と壁面に空間をとるなど、結露による悪影響を防止する措置を講ずる。
- (c) 書架、物品棚、収納棚、AV キャビネット等は、床又は壁に固定するなどの転倒防止策を講ずる。

f. 二重床

- (a) 設置する室は、【別添資料4－3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」による。
- (b) 配線取出口は、OA タップ及び通信用の配線がそれぞれ 2 本以上取り出し可能とし、全てのパネルに 2 箇所程度設ける。また、取出口近傍の OA カバーは容易に破損しないものとする。
- (c) 二重床の上には仕上げ材を張り、容易に張替えができるものとする。
- (d) 仕上げ材を張った二重床は帶電性（2kV 以下）を有し、きしみ、ぐらつき、不陸がないものとする（最大変形量 4 mm 以下）。
- (e) 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障を来たさないものとする。
- (f) 仕上げ材は端末機等の配置に応じて、配線取出口のカットを行う。
- (g) 間仕切り下部についても、部分的に配線経路を確保する。

（7） 建具関係

a. 共通

- (a) 各室の使用内容に応じた計画とし、【別添資料4－3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」を適用する。開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様等については、指定されたもの以外は、各種条件において適宜設定する。
- (b) 日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反りが発生しないようにする。

- (c) 高齢者、障がい者等の利用が想定される正面玄関出入口は、支障となる段差を生じないようにする。また、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
- (d) ガラス扉及びガラス入り扉等は、「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版（一財）日本建築防災協会（2014年9月1日）」を参考に対策を施す他、強化ガラスや網入りガラス等の採用等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みを想定した形状とする。
- (e) 重量シャッターは、障害物感知装置を設ける。
- (f) 外部に面する建具は、次のとおりとする。
 - ①各室の性能が確保できる耐風圧性、水密性、気密性、遮音性、断熱性、降灰防除性能を有すること。特に水密性は、暴風時においても雨の浸入がないよう、必要な水密性、気密性を確保する。
 - ②結露防止に配慮し、結露水が室内に及ぼない構造とする。
 - ③下部及び上部（建具が壁面と同面の場合）に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止に努める。
 - ④室内への浸水を考慮し、可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手とする。
 - ⑤附属金物は、各種性能を満足するものとし、取手やクレセント等の操作部については、操作性や強度を考慮したものとする
- (g) 扉等の仕上げは、壁の仕上げ・色彩と調和したものとする。

b. 各室出入口

- (a) 廊下から各室の出入口は、原則各スパンに1箇所かつ各室1箇所以上とする。また、【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」に、扉の箇所数の記載ある場合は、併せて計画すること。
- (b) 有効開口幅は900mm以上とし、各室の機能・規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な寸法であるとともに使い勝手を考慮した幅、位置とする。
- (c) 【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」に示す各室の性能が確保できる水密性、気密性を有する。
- (d) 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行う。
- (e) 形状はフラッシュ扉（ガラス入りを含む）を標準とし、同一空間内については高さを揃えるなど意匠バランスに配慮する。開き戸はレバーハンドルとし、自閉装置付きで、原則シリンダーフレーム、サムターン付とする。ただし【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」に記載がある場合はそれによることとする。
- (f) 出入口扉のガラスは、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針」を参考に、強化ガラスや網入りガラス等の採用等の安全対策を講じる。
- (g) 障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置する。
- (h) 各室の廊下への出入口扉は倉庫・設備室等を除いて内開きを基本とし、開閉時に扉が廊下に突出しないようにする。
- (i) 戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけることがないようにする。
- (j) 【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」の「音環境II」以上の居室については、簡易気密型とする。その場合、

「防犯 I」の居室については、床面に段差が生じないようにする。

- (k) 設備関係諸室の遮音を考慮する室については、気密型とする。その場合、グレモンハンドルとし、各居室やホール・廊下に面する部分は、取り外し式のハンドルとする。
- (l) 鍵管理装置にて管理する鍵の仕様は事業提案とし、海上保安庁と調整の上決定する。
- (m) 男子便所及び女子便所は、手を触れずに入り出しができるよう、出入口を扉無しタイプとする等、感染症のパンデミック等への対策がしやすい計画とすること。

c. 外部出入口

- (a) 外部出入口の上部全てに庇を設置する。
- (b) 開き扉の場合は、外開きを原則とする。
- (c) 主要な出入口には、風除室とステンレス製自動扉を設ける。
- (d) 閉庁時の出入口として、時間外通用口を設ける。
- (e) 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置する。その場合、容易に入れられるよう適切に階段を設置する。

d. 窓

- (a) 室の配置条件・近接性等の要求水準を満たすことができない、又は用途上窓を設けることが望ましくない場合を除き、外気に面する室（廊下等交通部分を含む。）には窓を設ける。ただし、視線等に対する配慮が必要な場合については適切な処置を講じる。
- (b) 位置及び寸法は、着席時に外部への視界を遮らずに見通せる高さ及び幅とする。
- (c) 各諸室の窓は、室内外周部の熱負荷の低減を図る。
- (d) 窓は、自然採光、自然通風を考慮したデザインとし、室内の照明制御に対して昼光利用が可能なものとする。
- (e) 開口部の位置が低い場合は、手摺り等を設置し、落下防止の処置を行う。
- (f) 開放できる窓や防虫の必要な室のガラリ等には、網戸を設置する。また、鳥の侵入が想定される給気口等については、防鳥ネットを設置する。

e. その他の建具及び点検口

- (g) 数量及び性能は、設置目的の機能を満足しているものとする。
- (h) 寸法は、設置する機器類及び物品等の搬出入が可能な大きさとし、必要以上に大きくしない。
- (i) 防火設備について、空間の連続性や搬出入等の機能性へ配慮が必要な箇所は、感知器連動の常時開放型とする。また、開放時において壁面から突出しない納まりとする。

f. 建具廻り

- (a) カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設ける。
- (b) ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、隠蔽できるよう、ブラインドボックス又はカーテンボックスを設ける。
- (c) 建具と内部仕上げの取合い部は、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生がないものとする。

g. 電気錠

- (a) 出入口扉のうち必要な扉について、テンキー式の電気錠を設ける。電気錠を設ける必要のある諸室は、【別添資料 4－3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」による。

(8) 掲示板

a. 共通

- (a) 歩行者の通行等に支障のない配置とする。
- (b) 建築空間と調和し、デザインや仕様等の意匠性に統一性をもたせる。また、壁面に設置する場合は埋め込みとするなど一体感に配慮する。

b. 屋外掲示板

- (a) 敷地内の通路に面した閲覧可能な場所に、危険物取扱所配置箇所を示す屋外掲示板（ 2 m^2 程度）を5台設置する。
- (b) 堅固で錆の発生がなく、掲示物が雨等で濡れない構造とし、鍵付きで開閉は引き戸とする。
- (c) 掲示物を、磁石・テープ及び画鋲で取り付けることができるものとする。

c. 屋内掲示板

- (a) 掲示板を、給油施設監視棟及び船艇用品庫棟の玄関ホール、各階主出入口付近に設置する。
- (b) 掲示板のサイズは、玄関ホール： 5 m^2 程度、各階階段付近通路： 2 m^2 程度とし、掲示物を磁石・テープ及び画鋲で留めつけられるタイプとする。

(9) サイン

a. 共通事項

- (a) 施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装の設え、誰もが早くかつ正確に目的地へたどり着くことのできる、分かりやすい誘導計画とする。
- (b) サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、デザインや仕様等の意匠性に統一性があり、かつ、建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とする。
- (c) サインは、諸室変更に伴う名称変更を行うことが可能な仕様とし、表示内容が容易に追加・変更できるものとする。

b. 外部

- (a) 車両の敷地出入口に駐車場表示を設置する。（サービス車両動線専用の出入口は除く。）
- (b) サインは堅固でさびの発生しない材質とする。
- (c) 敷地内の通路から視認できる庁名表示（建物名称は海上保安庁と協議による。）を、敷地出入口及び主玄関付近の分かりやすい位置に設置する。
- (d) 喫煙所は、健康増進法により規定される特定屋外喫煙場所として整備するものとし、必要な標識等も含めて設えること。

c. 総合案内板

- (a) 玄関ホール内の主要な動線上及び主要な通用口に設ける。
- (b) インターホン（障がい者の利用できる対策を含む。）を設ける。

d. フロア案内板

- (a) 各階のエレベーターホール付近に、フロア案内板を設置する。
- (b) 当該階の簡易な平面形を記載し、主たる出入口、現在地その他職員及び来庁者等に周知が

必要な機能を明示する。

e. 室名札

各室に設置する室名札の室名、設置場所、設置位置及び表示内容は、海上保安庁との協議によるものとする。

f. その他のサイン

- (a) 会議室、検査対応室には、使用表示サインを設ける。
- (b) ピクトグラムは JIS Z 8210 による。ただし、該当する規格がない場合はこの限りでない。加えて、火災予防条例他、地域の条例上の規定や推奨規定がある場合は、これに倣う。

(10) 駐車場

- (a) 駐車施設の規模等は「鹿児島市駐車場条例」に準拠すること。
- (b) 駐車場の出入口は、回転翼機離発着場及びヘリパットから 10m以上離れた位置に設ける。
- (c) 駐車スペースは 1 台毎に明示し車止めを設置するとともに、駐車区画線、矢印及び停止線等の路面表示を適切に行う。
- (d) 官用車車庫の出入口には、カーブミラー、コーナーガードを設置する。

(11) 駐輪スペース

自転車30台、職員の通勤用バイク10台程度の駐輪スペースを平置き配置とする。

(12) 外構

a. 共通

- (a) 敷地内に整備する外構全般において、その形状、材質及び色彩等は統一性があり、庁舎との調和に配慮された、施設全体としての景観形成を図るものとする。
- (b) 空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。
- (c) 経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とする。
- (d) 汚れ防止を意識した素材やディテールを用いた計画とする。
- (e) 消防設備を含む各種設備の工作物等についても、その位置や形状、材質や色彩等の外観は庁舎との調和に配慮し、施設全体として景観形成を図る。
- (f) 歩行者用通路、構内車路及び緑地等の仕上げの見切りは、縁石を設ける等意匠的及び構造的に適切に処理する。
- (g) 敷地に対して盛土造成を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、搬出入などの機能面、法面処理や土留め擁壁等段差処理に対する意匠面などを総合的に勘案し、適切に計画する。

b. 歩行者用通路等

歩行者動線における舗装仕上げ材は、地面に固定し、滑りにくく、つまずきにくいものとする。

c. 車路

- (a) 車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造とする。

- (b) 車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、構内は可能な限り一方通行とする。また、舗装面への白線引きや案内標識等、適宜計画する。
- (c) 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水枠及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とする。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。
- (d) 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とする。
- (e) 安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置する。
- (f) 消防活動空地等、必要な機能を適切に確保する。

d. 雨水排水

- (a) 建物の屋上、屋根、庇、外部水平面及びその他の屋根面の降雨水は、収集して桶により適切に処理する。なお、雨水利用の詳細については、事業者提案による。
- (b) 敷地内の降雨水は敷地内で収集し適切に処理を行い、敷地外に垂れ流れないものとする。また、浸透性枠等を使用するなど、環境に配慮する。
- (c) グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、硬貨等が落ちにくいよう配慮するとともに、落ちた場合には拾える構造とする。

e. 植栽

- (a) 緑化は鹿児島市緑化地域制度に基づき整備し、緑化面積は都市緑地法第40条に、その算定方法は同施行規則第9条による。
- (b) 立地環境や地域性、設置場所の特性及び将来の景観・塩害に配慮し、緑化を行う。
- (c) 灌水設備や縁石、支柱等により樹木等の生育が適正に確保されるものとする。

f. 屋外灯

- (a) 構内面積400m²に1か所程度及び保安上必要と思われる場所に設置する。
- (b) プログラムタイマー（任意設定）と自動点滅器の組合せで点灯する仕様とする。
- (c) 回転翼機離着陸地帯表面上に出る高さと重なる既存屋外灯は、照度を確保したうえで移設・改修する。既存屋外灯等の詳細については、【参考資料2-4-1～2-4-3】を参照のこと。

(13) アンテナ用マスト

テレビ共同受信設備用のアンテナマスト、基礎等を設ける。設置位置は、アンテナ更新時の運搬等を考慮すること。

(14) 屋上

- a. 維持管理の観点から、屋上へは最低限、階段にてアクセスできるものとする。屋上に設備機器等を設置する場合は、メンテナンスや機器の更新に配慮する。
- b. 利用形態や維持管理等に応じて、適宜手摺りを設置する。手摺りの位置、形状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮する。
- c. 各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修時において基礎上の設備工事が発生しないよう配慮し、容易に改修できる納まりとする。
- d. 海上保安庁が所有する通信機器のアンテナ1基を設置可能なパンザマスト(5m)を設ける。

2 設備性能

「建築設備計画基準」及び「建築設備設計基準」示されている機器の仕様、機器構成、計算式、設備関連諸室のスペース等によらない場合は、その根拠を明確にすること。

(1) 電気設備

a. 共通事項

- (a) 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」において「特記による」と記載されているものについては、「総合的な検討を行い、海上保安庁が業績監視等により確認できるものとする」と読み替える。
- (b) 使用する電線・ケーブル類は、盤内を含めて EM 電線・EM ケーブルを採用する。
- (c) 各室性能は、【別添資料 4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」による。
- (d) 主要諸室は、執務内容に応じた必要な機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【別添資料 4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「主要諸室の性能特記事項」による。
- (e) 幹線用のケーブルラック、保護管等は、敷設する配線・ケーブルの 20%以上の余裕を見込んだ寸法又は数とする。
- (f) 接地は統合接地方式とする。
- (g) 引込管路
 - ①電力の引込みは、引込ケーブルに使用する管路と同径・同数の予備管路を設ける。
 - ②通信の引込みは、引込ケーブルに使用する管路と同径・同数の予備管路を設けるほかに、敷地境界から船艇用品庫棟の船艇職員待機室等まで、必要な大きさ及び本数の配管等を設ける。
- (h) 設計照度、幹線・分岐ケーブル（電線を含む。）のサイズ、受変電機器の容量、発電機器の容量、直流電源装置の蓄電池容量、整流装置の定格直流電流、無停電電源装置の容量、テレビ共同受信設備の各テレビ端子電圧等機器の選定に係る計算は、「建築設備設計基準」の計算方法により性能を満たすこと。
- (i) 機器及びシステムは、導入時点で高水準の仕様とする。特に技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に海上保安庁と十分協議する。
- (j) 電気設備関連諸室（幹線経路及び EPS を含む。）は、機材増設、機器更新、保守点検等に配慮し機器レイアウト及びスペースの確保を行う。また、機器発熱に対応した適切な空調・換気機能を確保するとともに設備備品、付属品等の予備品の保管スペースを確保する。
- (k) 通信・情報機器及び自動火災報知設備・監視カメラ設備の装置は、電源の瞬時電圧低下等により機能停止を招かぬよう、停電対策を行う。
- (l) OA フロアには、レイアウト変更等に容易に対応できるように、OA 盤から負荷へのこう長が 30m 以内となるように OA 盤（以下分電盤部を「OA 分電盤」、端子部を「OA 端子盤」という）を各所に設置する。
- (m) OA 盤等の見え掛かり部分は、形状、材質、色彩等、意匠性に配慮する。
- (n) UTP ケーブルの性能は、特に指定のないものについて、幹線系はカテゴリー6A 以上とし、支線系、クライアント系はカテゴリー6 以上とする。
- (o) UTP ケーブルは用途毎にケーブルの色を分ける。
- (p) 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保する。

- (q) 電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。
- (r) 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。
- (s) 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として 2 週間以内に対応可能なものとする。

b. 電力設備・動力設備

照明計画は適用基準等による他、以下による。

- (a) 照明器具は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）に適合した器具を用いる。
- (b) 事務室等の照明の点滅は、室用途、省エネルギーを考慮し、原則として 1~4 灯程度ごとに細分化を行う。なお、移動間仕切り等を設置する場合は、移動間仕切り等を考慮し適切に細分化する。
- (c) 廊下、便所、洗面所、給湯室、ゴミ置場、更衣室には人感センサーを設け、省エネルギー化を図る。
- (d) 原則として LED 照明とする（盤内照明を含む。）。
- (e) 非常照明器具は、電源別置型とする。
- (f) 照明制御は、次による。
 - ①会議室等で、映像設備（プロジェクター）を使用する室にはその使用目的に合わせた調光制御が可能な装置を設ける。
 - ②レイアウトの変更に伴う照明スイッチの制御変更を行う際に、改修コストを抑えることができるよう配慮する。
- (g) OA 盤は一般の分電盤とは別盤とし、OA 負荷専用とする。なお、OA 分電盤と OA 端子盤を別盤としてもよい。
- (h) OA 分電盤の幹線は以下による。
 - ①OA 分電盤の電源は、専用の幹線とする。ただし、他のOA 分電盤とは共用の幹線系統としてもよい。
 - ②別フロアのOA 盤の幹線とは共有しない。
 - ③海上保安庁と事業者のOA 盤の幹線とは共有しない。
- (i) OA 分電盤から供給する OA コンセントの負荷容量は、50VA/m²以上とする。
- (j) 分電盤は、予備回路及び予備スペースを確保する。
- (k) 予備回路数は、実装回路数の 20%以上又は電源種別ごとに 5 回路以上とする。
- (l) 外構には保守点検上、必要な箇所に屋外コンセント（防水錠付）を設置する。
- (m) 官用車駐車場には、車両毎に利用できる充電用コンセントを設ける。なお、充電用コンセントは、単相 200V2P15A 1 口電気自動車専用の充電コネクタとし、コンセント 1 箇所あたり 3kVA 以上の容量とする。
- (n) 官用車車庫内に、掃除用コンセントを設置する。
- (o) テレビ受像機の設置箇所には 2P15A 接地極付コンセント 4 個口を 1 個以上設ける。
- (p) 給油施設監視室、指令室、通信機器室の幹線設備は、電気室から室内の分電盤又は手元開閉器・電源切替盤まで 2 系統敷設し、保安電源が途絶することなく、保安点検ができるものとする。
- (q) 商用電源途絶時においても、電源供給可能な計画とする。
- (r) 給油施設監視室動力設備の監視及び制御は、制御盤の盤面により行えるものとし、給油施設監視室に対応した入出力回路及び接点を設けるものとする。

(s) 制御盤の主幹器具は、原則として端子とし、定格電流は最大使用電流以上のものとする。
ただし、分岐用遮断器の定格遮断電流が過大となる場合は、配線用遮断器とする。

c. 受変電設備

- (a) 電力事業者からの供給電力については、停電対策を行うこととする。
- (b) 高圧変圧器から高圧き電盤までを多重化し、電話・通信等を含めて通常業務を行いながら保守点検ができるものとする。
- (c) 各階の共用部及び設備諸室の保安電源は保守点検時においても電源切替盤を介して電源供給が行えるものとする。
- (d) 自動力率調整制御を行う。力率改善後の力率は、電力供給者の測定する月間力率で 98%以上を確保する。
- (e) 変圧器その他の設備容量は、将来の負荷の増加に対応できるように、現状負荷の 20%以上を見込む。
- (f) 高圧変圧器は、「変圧器の性能の向上に関する製造者等の判断基準等（平成 24 年経済産業省告示 71 号）」に規定する第二次判断基準の基準エネルギー消費効率以上の効率を達成した変圧器による高効率用で軽負荷時及び想定負荷時において効率のよいものとする。なお、特別高圧変圧器は製造者が定めた高効率な仕様のものとする。
- (g) 本施設内で発生する高調波の対策は、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成 16 年 1 月改定）」及び「高調波抑制対策技術指針（JEAG 9702-2018）」（以下「高調波抑制対策ガイドライン」という。）による。
- (h) 本事業で整備する設備機器から発生する高周波又は高調波により、他の機器へ影響を及ぼさないよう対策を行う。なお、本事業で整備する設備機器は「高調波抑制対策ガイドライン」による換算係数 $K_i=1.8$ 以下に収まるように配慮すること。
- (i) 移動電源車（外部発電車）等からの電源供給が可能な電源システムとする。
- (j) 変圧器の低压側は幹線毎に低压絶縁監視を行う。
- (k) 系統連携を行うものは逆潮流なしとする。

d. 電力貯蔵設備

- (a) 蓄電池は、鉛蓄電池長寿命 MSE 形とする。
- (b) 受変電設備の操作用・警報用電源に用いる直流電源装置を設ける。
- (c) 電源別置形非常照明用の直流電源装置は、前項とは別設備とする。
- (d) 再生可能エネルギー装置に蓄電池を設ける場合は前項 (b)、(c) とは別設備とし、リチウム二次電池とすること。

e. 発電設備

- (a) 自家発電装置は下記による。
 - ①発電機の耐久性能は、定格出力において7日間（168時間）以上の連続運転ができること。
 - ②燃料槽は、発電機の定格出力で3日間（72時間）以上運転できる容量を備蓄する。
 - ③新庁舎引渡し時は、燃料を満タンで引渡すものとする。
 - ④燃料槽と送油管等は、地震力により破損しないこと。
 - ⑤燃料槽底部などに沈殿した不純物を除去する装置（スラッジ除去装置）を設けること。
- (b) 太陽光発電装置
 - ①発電容量20kW以上の太陽光発電装置を設置し、発電状況（太陽光発電電力、電力量、日射量等）が計測できる機能を設け、外部に表示を出力できる機能を有するものとする。

②太陽光発電装置は商用電源途絶時に自立運転可能とし、電子錠及びトイレ（多目的含む）、更衣室、シャワー室、仮眠室、給湯室の電灯・コンセントに対して電源供給を行うこと。

③太陽光発電装置のモジュールの設置角度及び仕様は、発電効率及び反射光による周囲の建物に影響を及ぼさないように計画すること。

(c) 災害時の活動拠点室は、照明・コンセントを発電回路の負荷とする。負荷の内容は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和2年版）」による。

f. 雷保護設備

- (a) 建築設備計画基準により保護レベルを選定すること。ただし、選定に当たり参考指標に幅がある場合は、中間値又は中間値以上の指標を用いる。
- (b) 雷保護レベルに応じた外部・内部雷保護システムを構築し、低圧用 SPD 及び通信用 SPD を必要箇所に設置する。
- (c) 雷サージカウンター、SPD からの劣化（故障等を含む。）移報を設け、中央監視装置に表示する。

g. 構内情報通信網設備

- (a) 別途、海上保安庁が整備する LAN 用として、EPS 等から各室まで容易に配線ができるよう、配線経路を 4 系統確保する。
- (b) 海上保安庁の光通信ケーブルを既存施設の船艇用品庫 I から船艇用品庫棟に配線できるように、構内に地中埋設配管を敷設する。

h. 構内交換設備

- (a) 構内交換装置は施設全体の交換機能及び回線数を見込む。
- (b) 局線応答方式は、ダイヤルイン方式とし、中継台方式にも対応可能とする。
- (c) 既存の電話番号を継承できるようにする。
- (d) 交換機仕様及び局数等は、入札説明書（案）公表時に添付する「構内交換機要件」による。

i. 情報表示設備

(a) 時刻表示装置

①親時計は水晶式とし、週差 0.7秒以下、自立形とする。

②親時計の時刻補正は、GPS衛星又は準天頂衛星（QZSS）からの時刻情報若しくは標準電波からの時刻信号を受けて、自動で行えること。

③SNTP/NTPサーバー機能を有する機器に対して親時計からの時刻同期を行う。

④子時計は、【別添資料 4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」による。

j. 拡声設備

- (a) 本施設全体に放送できる装置を設置する。
- (b) 主装置は、船艇職員待機室に設置する。
- (c) 消防法等関係法令に準拠した非常放送・業務放送兼用型とする。
- (d) 会議室・検査対応室には、音量調整器を付ける。

- (e) スピーカーの配置は、「消防法」及び「建築設備設計基準」による。
- (f) 気象庁からの緊急地震速報の出力を受け、必要な場所に放送が行えること。
- (g) 時報（チャイム）及びBGM等の放送が行えること。

k. 誘導支援設備

- (a) 多目的便所に、船艇職員待機室へ連絡できる呼出装置を設置する。
- (b) すべての風除室及び時間外通用口の入口付近に、インターホン（障がい者の利用できる対策を含む。）を設ける。なお、インターホンの受付先は船艇職員待機室とする。

1. テレビ共同受信設備

- (a) 船艇用品庫棟に設けたテレビアンテナの信号と混合して、【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」に示した場所のCATVアウトレット（テレビ端子）まで信号を供給する。
- (b) 受信アンテナは、地上波デジタル、BS・CS、AM及びFMを設け、設置したアンテナの全チャンネルを本施設全体に伝送できる設備とする。なお、BS及びCSは、IF伝送方式とする。

m. 監視カメラ設備

- (a) 監視カメラ設備は、2系統設け、設置箇所は下記のとおり。
 - ①給油施設に関する監視カメラを設置する。監視・制御、録画は、給油施設監視室で行う。
 - ②防犯計画上必要とされる箇所（玄関ホール、エレベーターホール、廊下、各階の出入口、駐車場、外部出入口、敷地外周部等）に、防犯上死角のないように設置する。監視・制御、録画は、船艇職員待機室で行う。
- (b) 監視用モニターはカラーモニターとする。
- (c) 昼夜視認可能、録画機能付き、屋外はワイパー・デフロスト機能付きとする。
- (d) 仕様詳細（録画時間を含む。）は、入札説明書（案）公表時に添付する「監視カメラ性能表」による。
- (e) 監視カメラ設備の設置箇所は、【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」、入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」及び「主要諸室の性能特記事項」による。

n. 火災報知設備・自動閉鎖設備

- (a) 受信機（総合操作盤）は、船艇職員待機室に設置する。
- (b) 船艇職員待機室には、表示装置を設ける。表示内容は、「建築設備設計基準」の中央監視制御項目表のⅢ形の欄における防災設備系の各項目以上を対象とし、決定前に海上保安庁と十分協議する。
- (c) 感知器は自動点検機能付とする。
- (d) 連動制御装置又はガス漏れ火災警報設備を設置する場合は、(a)項で設置する受信機と一体形とする。

(2) 機械設備

a. 共通事項

機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の該当部分を参照する。なお「特記にあるもの」については、「総合的な検討を行い、海上保安庁が監視等により確認できるものとする」と読み替える。

- (a) 各室性能は、【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」による。
- (b) 主要諸室は、執務内容に応じて必要機能を確保するとともに、その使われ方にふさわしい性能を有するものとし、【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」及び入札説明書（案）公表時に添付する「主要諸室の性能特記事項」を適用する。
- (c) 配管は漏れが無く、管内の流体による振動及び騒音による支障が無く、耐久性に優れ耐圧性、耐衝撃性を考慮し、保守管理が容易なものとする。
- (d) 耐震安全性の確保及び使用用途・耐久性を考慮した配管及びダクト材料を使用する。
- (e) 配管、機器、ダクト等の保温は、熱損失が小さく、結露による支障が無く、耐久性に優れたものとする。
- (f) ダクトは、内部清掃できる構造とし、原則として金属製とする。また、ダクト内の気流による振動及び騒音による支障が無く、耐久性に優れ、保守管理が容易なものとする。
- (g) 保守管理及び更新が容易に行えるよう、スペース及びルートを確保する。
- (h) 見え掛かり部分は、形状、材質及び色彩等の景観性、意匠性に配慮する。
- (i) 採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配が容易なものとする。
- (j) 原則として、使用する電線・ケーブル類は、EM電線・EMケーブルを採用する。
- (k) 室内において結露が生じないよう空調、換気に配慮する。

b. 空気調和設備

- (a) 熱源及び空調システムは、電力負荷の低減及び平準化を図るものとする。また、施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図るものとする。
- (b) 熱源システムは、全空気方式置換式等とし、運転に有資格者を必要としないものとする。
- (c) 各種配管からの漏水及び水損事故の防止を行うとともに、更新工事の容易性を確保する。
- (d) 空調システムの運用時の設定温度を夏季28°C、冬季19°Cとする場合において、温度以外の要素にも着目して快適な執務環境を確保し、エネルギーの更なる効率的な利用を図る空調システムを導入する。
- (e) 自然エネルギーの有効活用上支障のない部分は、外気冷房等により環境負荷低減を図る。
- (f) 空調方式は、快適性、機能性及び省エネルギー性を図るシステムとし、ユニット型空調機、ファンコイルユニット等を使用した中央空調方式とする。
- (g) 空調の発停や制御の区画単位は、室用途に応じ適度に細分化し、かつ間仕切り等の変更に際し柔軟に対応できるものとする。
- (h) 室内の空調システムは快適性に配慮し、使用者が気流によるドラフトを感じないシステムとする。
- (i) 業務内容や室用途において重要な室の空調機は、非常電源でも稼働できる構造とする。
- (j) 使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数ができる限り小さいものとする。
- (k) 吹出口は風量・風向調整可能な機構を有するものとすること。
- (l) 蓄熱槽を計画する場合は、室内に結露が発生しない環境とする。
- (m) 空調負荷計算では、第4章第5節2.(1)電気設備に記載のOAコンセント負荷容量以外に【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」、入札説明書（案）公表時に添付する「各室性能表」及び「主要諸室の性能特記事項」に記載の各室別電気設備条件における電力量を別途加算する。
- (n) 空調設備の水準は下記により検証する。
 - ①熱源システムは、コスト（整備費、運転維持管理費）、環境性、耐久性、操作・メンテナンス性、地域のエネルギー供給状況、設置面積、性能特性（部分負荷運転、省エネ性

- 能)、振動・騒音、信頼(実績)及び負荷への柔軟性等についてケーススタディを行い、ケース毎に比較検討書を作成し、選定する。
- ②熱源設備システムについては設計段階・工事完成段階において、LCEMツールを使用してエネルギーに関する性能評価を行うこと。
- ③空調方式は、快適性、経済性、維持管理性等についてケーススタディを行い、ケース毎に比較検討書を作成し、検証する。
- ④「建築設備設計基準」以外で熱負荷計算を行う場合は、同基準により熱負荷計算結果の妥当性を検証する。

c. 換気設備

- (a) 室内全体を均一に換気する。
- (b) 熱源機械室、電気室、エレベーター機械室等の熱の排除は、経済性及び環境性を検討し、換気方式、冷房方式、換気・冷房併用方式のいずれか優位な方式とする。
- (c) 各室にて発生した臭気や物質が屋内外を問わず他のエリア・室に影響を与えないシステムとする。
- (d) 本施設使用者が建物内外における通常の利用状態において、便所等の排気により不快感を与えないものとする。
- (e) 保管庫及び書庫等は、保管する物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。
- (f) 熱源機械室、電気室及びエレベーター機械室等の熱の排除については、換気方式、冷房方式及び換気・冷房併用方式でのコスト(整備費、運転維持管理費)についてケーススタディを行い、ケース毎に比較検討書を作成し、選定する。

d. 排煙設備

- (a) 関係法令等を遵守し、火災により発生した煙の拡散を防止し、避難経路が確保できるよう、必要に応じ設置する。
- (b) 自然排煙が出来ない場合は機械排煙を検討する。

e. 衛生器具設備

- (a) 洋風便器は、暖房機能付き温水洗浄便座付き蓋付きとする。温水洗浄便座は、「電気用品安全法(昭和36年法律第234号)」に準じた漏電に対する保護機能を備えたものとする。ただし、多目的便所に設置する洋風便器は蓋なしとする。
- (b) 大便器、小便器の洗浄方式は、自動感知フラッシュバルブ型(AC/GC電源)とする。
- (c) 洗面器及び手洗器の水栓は自動水栓とする。
- (d) 大便器、小便器、洗面器、手洗器及び掃除流し等は陶器製とする。
- (e) 共用部分における男子便所及び女子便所の洋風便器の1箇所以上の便所には手すりを設ける。
- (f) 小便器はボウル先端高さが床面より350mm以下の壁掛形とし、個別感知洗浄弁一体型とする。また、共用部分における男子便所の小便器1組は手すりを設ける。
- (g) 共用部分における男子便所及び女子便所の洗面器はカウンター形式とし、大鏡を設ける。
- (h) 共用部分における男子便所及び女子便所の洗面器のうち、各1組は手すりを設ける。
- (i) 洗面器並びに手洗い器には水石鹼入れを設ける。
- (j) 多機能便所並びにオストメイト対応器具は、1階に1箇所設ける。
- (k) 便所の衛生器具の数量は、利用者が遅滞なく快適に使用できるものとする。

f. 給水設備

- (a) 受水槽＋加圧給水方式を検討する。
- (b) 衛生的な水を適切かつ安定して供給する。給水設備は、給水先の各器具及び機器に必要な水量及び水圧で、衛生的な水を汚染されることなく安定して供給する。
- (c) 便所洗浄水は、建物内排水再利用設備がある場合にはその処理水を優先的に使用する。
- (d) 屋外散水栓については、1つの散水栓の散水範囲を最大で半径30m程度の範囲とし、外構全域を包含するのに必要な設置個所及び設置数を計画する。
- (e) 植栽を行う部分については、自動灌水の採用を検討する。
- (f) 地震等の災害活動人員分の給水量を確保する。
- (g) 給水方式はコスト（整備費、運転維持管理費）、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積等についてのケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し、選定する。

g. 排水設備

- (a) 各種排水は、衛生的に合併浄化槽（30人槽程度新設）まで導く設備とする。
- (b) 本施設使用者が建物内外における通常の利用状態において、通気管やマンホール等からの臭気により不快感を与えないものとする。
- (c) 給油施設及び回転翼機格納庫棟からの排水（衛生設備排水を除く）については、油水分離槽を設ける。

h. 給湯設備

- (a) ガス式又は電気式を検討する。
- (b) 給湯の熱源及び給湯方式は、コスト（整備費、運転維持管理費）、環境性、地域のエネルギー供給状況、安定供給、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積、振動・騒音及び信頼性（実績）等についてのケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し、選定する。
- (c) 洗い物用の給湯温度は、任意に設定できる仕組みとする。
- (d) 給湯設備は、使用する用途に必要な温度、量及び圧力の湯を衛生的に供給する。
- (e) 給茶用の給湯器は、給湯温度90℃以上での沸き上げ、週間タイマー及び自動排水機能を設け、給湯量は利用人員に見合った量とする。

i. 消火設備

- (a) 関連法令（鹿児島市火災予防条例）等に基づき、必要な消火設備を設ける。
- (b) 消火設備を設置する場合は、安全性、環境性及び操作性に配慮したものとする。
- (c) 「消防法施行令（昭和36年政令第37号）」別表第一に掲げる防火対象物の電気室、発電機室及び多量の火気を使用する機械室等で、床面積が200m²以上の部屋については、不活性ガス消火設備を設置する。
- (d) 不活性ガス消火設備の噴射ヘッドはガス消火放射音を軽減できるタイプ（静音型噴ヘッド等）を採用し、室内の機器に極力影響を与えないようレイアウトを考慮して計画を行う。
- (e) 格納庫消火設備は、コスト（整備費、維持管理費）、環境性、安定供給、耐久性、操作・メンテナンス性、設置面積、振動・騒音及び信頼性（実績）等についてのケーススタディを行い、ケースごとに比較検討書を作成し、選定する。

j. ガス設備

- (a) ガス設備は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、耐久性、耐震性及び信頼性の

あるものとする。

- (b) 災害時の早期復旧を考慮して中圧の使用を検討する。
- (c) ガス設備の利用対象は、空気調和熱源機器及び給湯熱源機器とする。

k. 雨水利用設備

- (a) 「雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）」に基づく「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について」の対象であり、建物の床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合、かつ自らの雨水の利用のための施設の設置が困難ではない場合には雨水利用設備を設置する。
- (b) 雨水利用設備を設置する場合には以下の水準を満たすものとする。
 - ①雨水利用設備の設計にあたっては、「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、処理フローと計算書にて、効率的な利用となっているか検証する。
 - ②処理水は、便所の洗浄水及び灌水設備（土中埋設又は敷設した点滴ホースを用いた植栽用の散水）を利用するものとする。
 - ③故障時の雨水流入による浸水を防ぐため、流入遮断機能を設ける。

1. 昇降機設備

- (a) 耐震安全性の分類は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」にある「S」の基準を満たすものとする。
- (b) 本体、昇降路の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。
- (c) エレベーターは、標準仕様書による身体障がい者用付加仕様を適用する。
- (d) 可変電圧可変周波数制御方式の場合は、高調波対策を行う。
- (e) エレベーターの利用人数は、7 人程度とする。
- (f) エレベーターピットは浸水等により、機能を損なわないよう適切に計画すること。

3 施設の設計条件

本施設の設計条件を下に示す。

なお、【別添資料 4-3 諸室に関する要求水準】で示される電気設備・機械設備の区分については、【別添資料 4-5 電気設備・機械設備に係る区分】を参照すること。

下に示す「3 (3) 給油施設監視棟」、「4 (1) 回転翼機格納庫」、「5 船艇用品庫」の面積は、「国有財産法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号）」上の面積を示す。なお、国有財産法上の面積は「国有財産台帳等取扱要領について」の別添 4 「建物の面積算出基準」による。

- ①本施設の延面積は、「3 (3) 給油施設監視棟」、「4 (1) 回転翼機格納庫」、「5 船艇用品庫」に示す最大面積の 95% 以上 100% 以下とする。
- ②諸室面積は、「3 (3) 給油施設監視棟」、「4 (1) 回転翼機格納庫」、「5 船艇用品庫」に示す「室面積」に示す所定の面積に対し、±5% 以内とする。ただし、「会議室（共用）」については所定の面積以上を確保する。なお、設計において、要求水準（面積を除く。）を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、海上保安庁と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。

4 給油施設の設計条件

(1) 屋外貯蔵タンク等

a. 屋外貯蔵タンクの基本条件

屋外貯蔵タンクの区分		特定屋外貯蔵タンク		
適用法規		消防法		
適用規格		JIS B 8501		
内容物		A重油（巡視船用）		
タンク形式		構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的な構造		
構造形式		提案による		
貯蔵容量		6,000 kℓ程度		
設計圧力		大気圧		
設計温度		最低 0°C～最高 40°C		
風荷重	風速	70m/s		
	速度圧	2.05kN/m² (告示第4条の19第1項第二号)		
地震動	水平震度 Kh1	0.2639	0.2912	0.2836
	鉛直震度 Kv1	0.1319	0.1456	0.1418
	地域別 ν1	0.70		
	地盤別 ν2	2.0 (四種地盤)		
	基礎及び地盤とタンク本体との連成の影響に基づく j	1.1		
応答倍率 ν3		1.2566	1.3865	1.3503
積雪荷重		568.4 N/m² (積雪高さ 29 cm)		
ノズル及び附属品		貯槽本体の提案による。		
給油頻度		想定給油頻度 1か月あたり 15回 (最大想定値)		
給油量等		想定給油量 1か月あたり 2,400 kℓ (最大想定値)		
潮位	朔望平均満潮位 H.W.L. : + 2.78 m			
	朔望平均干潮位 L.W.L. : + 0.01 m			
	工事用基準面 C.D.L. : ± 0.00 m			
その他		・停電・発災時にも巡視船への給油が可能となるよう、自家用発電機を設けること。		

b. 給油（送油）設備

給油設備の配置	<ul style="list-style-type: none"> 巡視船岸壁E、A、Bから給油できるよう配置すること A重油送油用ポンプは、各岸壁に対し1台を設けること（計3台） ポンプのメンテナンス、故障時を想定し、各ポンプが他ポンプの予備機として運転できるよう配管を敷設し、バルブの操作により配管系統を切り替えることができる 荷受は巡視船岸壁Eとし、巡視船岸壁Eに荷受用のマリンローディングアーム2基（バース1、バース2）を設置すること
給油時の流量	<ul style="list-style-type: none"> 巡視船への給油時の流量は 250 kℓ/h 程度とすること 巡視船2隻への同時給油を想定しポンプ能力等を計画すること
受入時の流量	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵タンクにタンカーより A重油を受け入れる際の流量は 700 kℓ/h として計画すること（2,000～3,000DWT 程度のタンカーを想定） 受入配管については、巡視船岸壁Eの2カ所の受入口からのA重油受入を想定すること（1カ所は巡視船着岸を想定）
配管計画	<ul style="list-style-type: none"> 道路横断部について、トレーンチ内に配管を敷設すること 巡視船岸壁A、Bについてトレーンチ内に配管を敷設すること なお、巡視船岸壁A、Bの上部工は無筋コンクリート（t = 1.8m）で施工されておりトレーンチを新たに施工（開削）する必要がある。 トレーンチ内に流入する雨水等については、油水分離槽を経て海へ放流

	すること
--	------

c. 防消火設備

屋外貯蔵タンクの防消火設備	危険物の規制に関する規則第33条第2項による第3種の固定式の泡消火設備を設置すること
防油堤外周部分	総務省告示第559号による補助泡消火栓（ホース収納箱共）を設置すること
岸壁上の消火設備	危険物の規制に関する規則第32条の6、総務省告示第559号により屋外泡消火栓を設置すること
その他	計画にあたっては、鹿児島市消防局との事前協議により、計画する設備等が適切であることを確認すること

d. 海上防災設備等

防油堤	危険物の規制に関する規則第22条による防油堤を設置すること
モニタリングポスト	地中成分に油漏れによる影響の有無を経過観察するための井戸型モニタリングポストを設置すること
オイルフェンス等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視船岸壁E、A、Bの各バースにおいて、オイルフェンスが展開できるよう設置すること（オイルフェンスB型、オイルフェンス巻取り機各4とする） ・ オイルフェンス展開用作業船、ポートダビットを整備すること（各2） ・ 油吸着材を配置すること（想定排出油量1,000 kℓとする）

注) 巡視船岸壁E、A、Bは、【参考資料2-1】「鹿児島港巡視船給油施設基本計画」の巡視船岸壁A、B、Cにそれぞれ該当することに留意のこと。

(2) 地下貯蔵タンク

タンク形式	地下貯留タンク
貯槽内径 (mm)	消防法、危険物の規制に関する政令等法令の規定等に基づくこと
貯槽高さ (mm)	
最高液面高さ (mm)	
貯槽容量(kℓ)・基数	20kℓ程度
内容物	JET-A1（回転翼機用燃料）

(3) 給油施設監視棟

a. 全般事項

構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的な構造であること。

下表 n1～n12 及び n15 の諸室は、4、5 に示す施設と合築とすることも可能である。機能面・整備面・運用面などを総合的に検討し、合理的な諸室配置を提案すること。

合築とする場合には、海上保安庁職員と SPC 職員の動線を分離し、SPC 職員が 4 及び 5 の棟内に自由に入り出ることのできない諸室配置及びセキュリティ管理を検討すること。

No.	施設名称	面積 (m ²)	用途・備考
n1	給油施設監視室	80.0	SPC 職員の執務室
n2	給油施設庁務員室	20.0	同上

n3	機械室 (*1)	提案による	各棟の (*1) は 1 カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
n4	電気室 (*2)	提案による	各棟の (*2) は 1 カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
n5	湯沸室	3.2	SPC 職員が業務上使用する室
n6	トイレ (男性)	13.0	同上
n7	トイレ (女性)	7.9	同上
n8	給油施設防除防災用具庫	73.0	給油施設の物品（予備品、工事材料品、消耗品）等を保管する倉庫
n9	給油施設用消火タンク室	60.0	船舶燃料給油中・荷役中の火災発生に対応した消火剤用タンク設備を設置
n10	給油施設用ポンプ室	28.0	給油施設の燃料入出荷用の機械設備を設置 圧力給油が可能な設備であること
n11	給油施設用消火ポンプ室	28.0	給油施設の消火設備用の機械設備を設置
n12	航空機燃料ポンプ室	8.0	航空機燃料移送用のポンプを設置 圧力給油が可能な設備であること
n13	航空機燃料ハイドラント	—	圧力給油、重力給油の双方が必要 駐機場（エプロン）の両側に設置すること
n14	車庫（給油施設維持管理業務車）	18.0	油送施設維持管理業務車 1 台
n15	自家発電機室 (*3)	提案による	給油機器への給電 各棟の (*3) は 1 カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
最大面積		512.0	※上記諸室 + 交通部分等を含む最大面積

b. 諸室に関する事項

【別添資料 4－3】「諸室に関する要求水準」を参照のこと。

(4) 外構計画

a. 防油堤

屋外貯蔵タンクの周囲に、危険物の規制に関する政令第 11 条第 1 項第 15 号の規定による防油堤を設ける。

b. フェンス

航空燃料ハイドラントを除く給油施設の周囲にフェンスを設置すること。

フェンスは概ね次のとおりとし、具体的には事業者の提案によるものとする。

項目	要求水準
高さ	地表面から 2,000 mm 程度とする。
構造	上部 400 mm 程度を有刺鉄線、下部を菱形金網とする。
門扉	給油施設北側通路からアクセス可能な門扉を設置する。 開口幅は 6,000 mm 程度とし、両開きとする。 施錠可能なものとする。

5 回転翼機格納庫棟等

(1) 回転翼機格納庫棟

a. 全般事項

構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的な構造であること

No.	施設名称	面積 (m ²)	用途・備考
k1	格納庫（機体格納スペース）	2,908.8	回転翼機（5機）格納スペース S造1階建てとする。
k2	大扉戸袋スペース	217.8	—
k3	大型資機材保管庫	80.0	・大型部品、大型特殊工具等を保管する。 ・フォークリフトが出入りできる大型扉を有すること。
k4	整備科倉庫（部品保管庫）	63.6	一般部品及び機能部品保管
k5	整備科倉庫（消耗品庫）	63.6	整備中の機体から取り降ろした装備品の一時保管 消耗部品の保管
k6	通信科倉庫	63.6	一般部品及び機能部品の保管
k7	飛行科倉庫	63.6	・飛行科所掌救難器材を保管する。 ・内部に火工品庫を設置すること。
k8	整備室1	59.3	装備品の整備作業
k9	整備室2	59.3	同上
k10	工作室	33.3	整備作業
k11	充電室	33.3	バッテリー充放電（充放電装置3台設置）
k12	部品洗浄室・洗濯室	43.2	—
k13	コンプレッサー室	6.5	—
k14	消火設備室	31.8	—
k15	手洗い場	11.7	作業後手洗い用
k16	機械室（*1）	提案による	・格納庫内大空間用冷房設備機器、送風機機、空気調和設備機器等を設置する。 ・各棟の（*1）は1カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
k17	電気室（*2）	提案による	・上記設備、大扉電動開閉器設備、天吊りクレーン設備、格納庫内消火設備、照明設備等の配電盤を設置する。 ・各棟の（*2）は1カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
k18	自家発電機室（*3）	提案による	・BCP対応諸室及び機器への給電 ・各棟の（*3）は1カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
k19	トイレ（男性）	13.0	—
k20	トイレ（女性）	7.9	—
最大面積		4,656.5	※上記諸室+交通部分等を含む最大面積

b. 諸室に関する事項

【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」を参照のこと。

(2) 駐機場（エプロン）

a. 全般事項

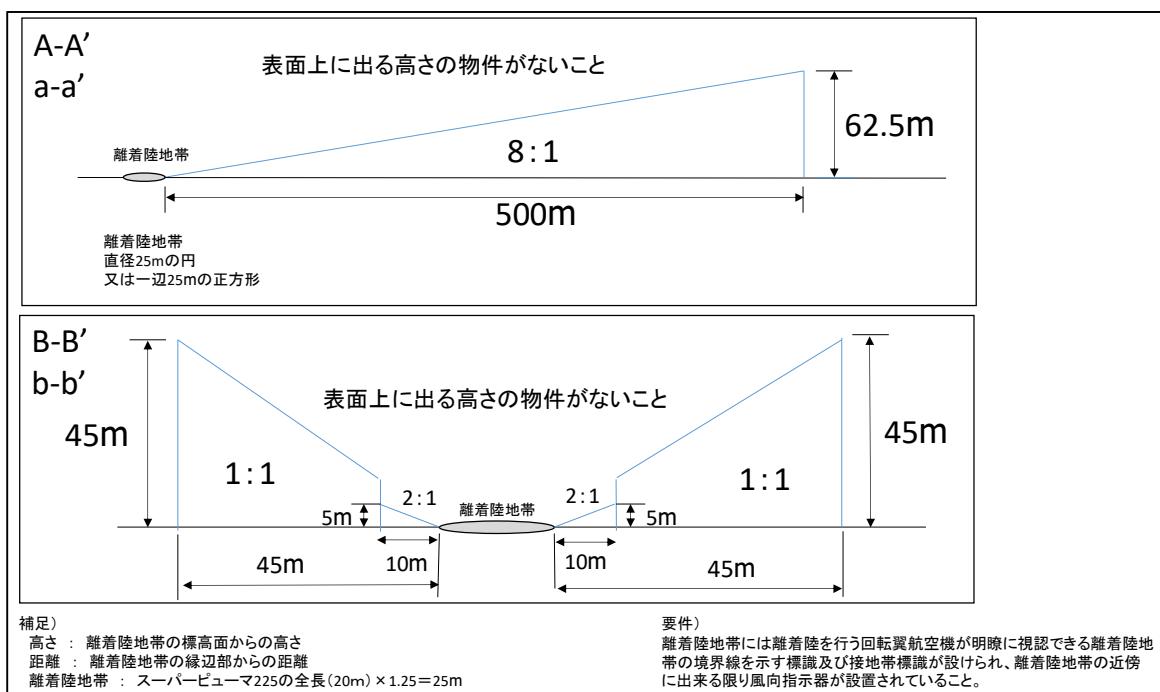
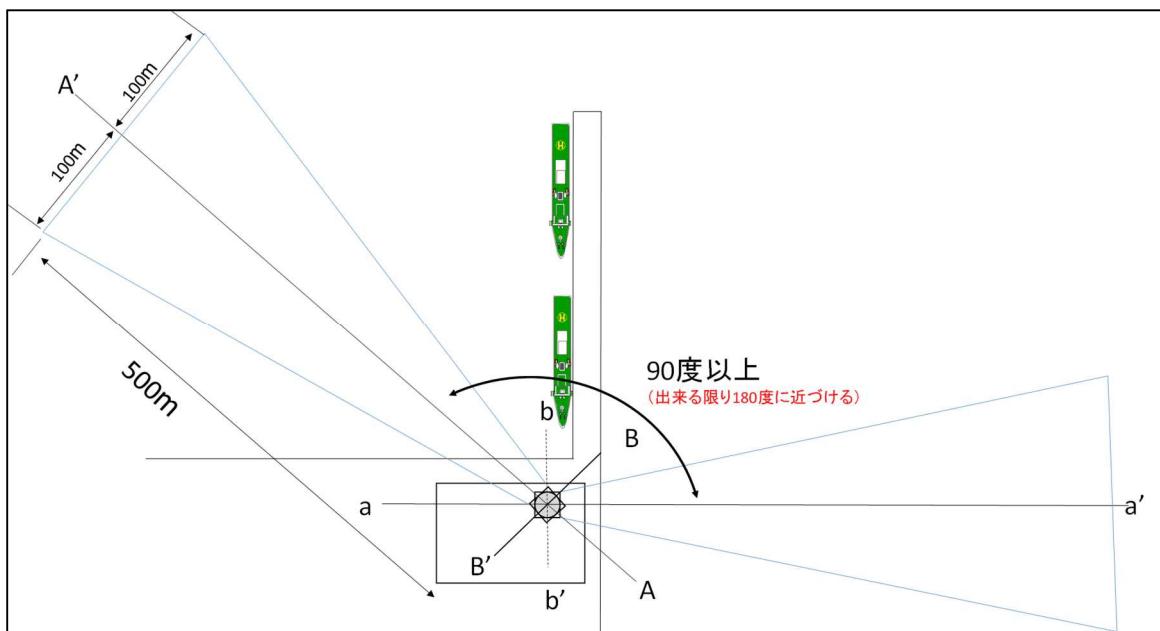
	面積 (m ²)	備考
駐機場 (エプロン)	4,650	<ul style="list-style-type: none"> 回転翼機格納庫の前面（北側）に配置する。 RC 舗装とし、回転翼機の離発着スペース及び待機スペース（2機分）を設けること

b. 舗装に関する事項

対象回転翼機の脚荷重、車輪の横中心間隔・縦中心間隔、タイヤ接地圧、タイヤ接地面積等諸元は、入札説明書（案）公表時に添付する「機材諸元」及び航空土木施設設計要領（舗装設計編）（平成31年4月国土交通省航空局）に基づき設計を行い整備すること。

(3) 回転翼機格納庫の計画にあたっての留意事項

本事業用地での回転翼機離発着スペースは、下記の表面制限による。



6 船艇用品庫棟

(1) 全般事項

構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的な構造であること。

下表内（＊4）の各諸室は、諸室のレイアウト変更が容易な一体の室で OA フロアとし、指令室及び見張室については駐機場（エプロン）が見える位置に配置すること。

また、（＊4）の各諸室事案発生時に海上保安部等の機能が失われた場合の災害活動拠点として使用することを想定し、船艇職員待機室、会議室、検査対応室 1、検査対応室 2 を連続的に配置し、各室の間仕切り壁については、パーテーション（防音タイプ）間仕切り等を採用すること。

No.	施設名称	面積 (m ²)	用途・備考
s1	船艇用品庫	208.7	巡視船艇の物品（予備品、工事材料品、消耗品）等の保管
s2	保管物品庫	87.4	巡視船艇の物品（防災資機材）等を保管
s3	指令室（＊4）	30.0	試験飛行、航空機離発着時の司令を行う。
s4	見張室（＊4）	10.0	船艇基地・海上保安部業務管理室
s5	船艇職員執務室（＊4）	66.0	航空機整備職員待機室（整備対応 5名 × 5機）
s6	通信機械室（＊4）	40.0	試験飛行ほか航空機運用に使用する無線通信機器の設置
s7	船艇職員待機室（＊4）	99.0	船艇職員が一般事務及び待機を行う
s8	会議室（＊4）	40.0	試験飛行打合せ、飛行報告等を行う
s9	検査対応室 1（＊4）	40.0	巡視船搭載回転翼航空機の耐空検査や無線機の電監検査を行う
s10	検査対応室 2（＊4）	40.0	同上
s11	機械室（＊1）	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・格納庫内大空間用冷房設備機器、送風機機、空気調和設備機器等を設置する。 ・各棟の（＊1）は 1 カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
s12	電気室（＊2）	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・上記設備、大扇電動開閉器設備、天吊りクレーン設備、格納庫内消火設備、照明設備等の配電盤を設置する。 ・各棟の（＊2）は 1 カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
s13	自家発電機室（＊3）	提案による	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP 対応諸室及び機器への給電 ・各棟の（＊3）は 1 カ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。
s14	蓄電池室	10.0	通信機械室機器の BCP 対応 通信機器用無停電装置等の設置
s15	機器測定室	40.0	無線通信機器、レーダー部品等の調整及び試験
s16	油脂庫 1	15.0	機体整備に必要なオイル、グリス、洗浄剤等の油脂類の保管
s17	油脂庫 2	15.0	同上
s18	油脂庫 3	15.0	船舶主機関逆転機の整備に必要なオイル、グリス、洗浄剤等の油脂類の保管
s19	書庫	39.0	各機体の永年保管文書等を保管（1 機 30 年分）
s20	仮眠室	46.4	男性 4 名、女性 1 名分
s21	湯沸室	6.4	各階（各 3.25 m ² ）に設置

s22	トイレ（男性）	26.0	各階（各 13.0 m^2 ）に設置
s23	トイレ（女性）	7.9	各階（各 8.0 m^2 ）に設置
s24	多目的トイレ	5.0	各階（各 5.0 m^2 ）に設置
s25	更衣室（男性）	28.1	—
s26	更衣室（女性）	18.7	—
s27	シャワー室（男性）	9.6	—
s28	シャワー室（女性）	6.2	—
s29	玄関ホール	20.0	—
s30	車庫	54.0	官用車中型3台の使用を想定。
最大面積		1,513.17	※上記諸室+交通部分等を含む最大面積

（2） 諸室に関する事項

【別添資料4-3】「諸室に関する要求水準」を参照のこと。

7 配置計画の条件

建物は、回転翼機格納庫、船艇用品庫、給油施設を構成する諸室部分により構成されるが、各々を組み合わせ、一体の建物として整備することも可能とする。ただし、その場合は以下の点を満足するものとする。

- a. 各々の部分において必要な機能が満たされ、所定の面積が確保されており、各々に必要なセキュリティを確保する。
- b. 回転翼機格納庫及び船艇用品庫部分と、給油施設を構成する諸室部分の間にセキュリティを計画し、給油施設側から回転翼機格納庫及び船艇用品庫部へのアクセスが制限できる構造とする。
- c. 各々の機能性及び利便性を損なわないような動線及び室配置とする。各々の機能が独立して成立するよう、出入口を配置し、動線及び避難経路を確保する。

8 補足事項

- ① 提案に当たっては本施設にふさわしい設計、材料等の選定を行うものとする。
- ② 工事で設置する足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成21年4月21日厚生労働省基発第0424002号）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
- ③ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律において、特定調達品目に指定されている資材について、使用可能なものは全て使用するものとする。
- ④ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づき、エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を策定し、所管行政庁に届け出ること。

第6節 業務の実施

1 基本的事項

（1）事業者の役割

- a. 『「要求水準書」及び「事業計画書」のとおりに「本施設」及び「成果物」を完成させること』を実現するためには、施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業の役割分

担を適切に行なうとともに、各企業の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行なうことが重要である。特に本施設の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理することが極めて重要である。

- b. 事業者は、設計企業、建設企業、工事監理企業に対して委託あるいは請負わせる業務に関して、施設整備をより適切に実施するために、その業務内容を精査した上で業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。
- c. 事業者は、総括代理人に、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するよう、それぞれの業務管理を行うものとし、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うものとする。

(2) 秘密保持

業務遂行上知り得た海上保安庁の秘密を保持する。業務従事者についても、秘密保持を徹底する。

(3) 個人情報の保護

事業者は、業務の実施にあたって、【別添資料4-6】「個人情報の取扱いについて」により、個人情報の保護を行うものとする。

(4) 成果物の提出時期

成果物の部数、説明及び提出時期は【別添資料4-7】「施設整備業務に関する成果物」による。

2 共通事項

(1) 建設工事費コスト管理計画書の作成

事業者は、基本設計着手前、基本設計終了時、工事着手前、建設工事途中及び建設工事完了時の各段階において建設工事費コスト管理計画書を作成し、海上保安庁に提出する。

建設工事費コスト管理計画書の内容、提出時期は次表のとおりとする。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に海上保安庁と協議し変更することができる。

工事着手前の建設工事費コスト管理計画書は、事業契約書に記載の内訳書と整合するものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において基本設計終了時とのコスト比較を行い、工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、あるいはその他必要が生じた場合は、その理由を明確にして海上保安庁に報告する。

・建設工事費コスト管理計画書の内容

	内 容	提出時期
総括表	建設工事費の金額を「建築」「電気設備」「機械設備」「外構（建築、電気、機械）」「その他」に区分して記載し、海上保安庁に提出する。	基本設計着手前
工種別内訳表	各工種別の内訳金額を記載する。 各工種の項目については、【参考資料4-1】「工種別内訳表の参考例」を参照のこと。	基本設計終了時 工事着手前
内訳明細書	構成、区分については、「公共工事内訳書標準書式」（建築工事編・設備工事編）によるものとし、内訳が分かるように区分を行う。	事業契約書に規定する内訳書の確定時、工事完了時

変更金額一覧表	内 容	提出時期
	変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で、海上保安庁と事前協議した上で、速やかに作成し提出する。構成、区分については、「公共工事内訳書標準書式」（建築工事編・設備工事編）によるものとし、内訳が分かるように区分を行う。	設計・施工過程において、コストの変動が生じた時及び変更金額の確認の必要が生じた時

総括表、工種別内訳書、内訳明細書は、提出時以降の設計、施工工程において変更があった場合には、変更協議の内容に応じて修正を行う。

（2）事業費内訳書等

- a. 事業契約書に規定する「施設整備費」の内訳書の内訳区分については、事業契約書に基づき作成する。要求水準書の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、「施設整備費」の内訳書の内訳区分を用いる。
- b. いずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を海上保安庁に説明するものとする。

（3）コスト縮減報告書の作成

- a. 民間の技術力や創意工夫の活用などPFI方式によりコスト縮減を図った内容を整理し、報告書としてとりまとめ、本施設の引き渡し時に海上保安庁に提出する。
- b. 報告書作成にあたっては、コスト縮減項目を「施設整備業務」「維持管理業務」「運営業務」に分類し、各コスト縮減の具体的な内容を記載する。コスト縮減効果が明確なもの以外でも効率化が達成できた内容を含むものとし、コスト縮減額の算定が可能なものは併せて記載するものとする。

（4）業務要求水準の確認

- a. 事業者は【参考資料4－2】「要求水準確認計画書の標準」を参考に要求水準確認計画書を作成し、海上保安庁は要求水準確認計画書により業績監視を行う。
- b. 要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方事業者は、要求水準書及び事業提案書の内容を満たすため、各業務の工程表に基づくとともに、以下の対応により設計業務、建設業務及び工事監理業務の管理を行う。
 - (a) 設計時における、設計図書及び計算書等の書類の確認
 - (b) 各部位の施工前における、施工計画書、品質管理計画書及び施工図の確認
 - (c) 各部位における、工事監理業務計画書に基づいた施工の確認
- c. 要求水準確認計画書の作成
 - (a) 事業者は、(4) a. 及び b. を踏まえ、基本設計着手前に要求水準確認計画書を海上保安庁と協議の上で作成し、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。なお、内容は「建築（外構を含む。）」、「構造」、「設備」及び「解体撤去」に区分し、さらに「設備」は、「電力設備」「通信設備」「衛生設備」「空気調和設備」及び「昇降機設備」に区分する。
 - (b) 事業者は、本施設の基本設計着手前に、設計業務に係る要求水準確認計画書を、設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させる。
 - (c) 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等。）と確認の時期（設計図書作成

時点、施工実施時点等。)、確認をする者（設計企業、建設企業、工事監理企業。）その他必要な事項を記載するものとする。

- (d) 事業者は、本施設の工事着手前に、工事に係る要求水準確認計画書を、設計企業で作成することが適當と判断する部分については設計業務の管理技術者及び各主任担当技術者に作成させ、工事監理企業で作成することが適當と判断する部分については工事監理業務の工事監理者に作成させ、その他の部分については建設業務の監理技術者又は主任技術者に作成させる。
 - (e) 工事に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書に基づく設計業務の実施状況を反映したものとすることにより、設計業務に係る要求水準確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には設計業務に係る要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目毎に要求水準の確認の方法（性能を証明する書類、施工現場での測定等。）と確認の時期（設計図書作成時点、施工実施時点等。）、確認をする者（設計企業、建設企業、工事監理企業。）その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で工事に係る要求水準確認計画書としてとりまとめるものとする。
 - (f) 設計業務に係る要求水準確認計画書及び工事に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計着手時、基本設計終了時、建設工事着手時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。
- d. 要求水準確認報告書の作成
- 事業者は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、その結果を要求水準確認計画書の作成者に要求水準確認報告書として取りまとめさせ、海上保安庁に提出し、説明をする。

（5） 設計・施工工程表の作成

事業者は、本事業の施設整備業務着手前までに、海上保安庁と協議を行い、各種書類の提出時期及び海上保安庁との協議調整工程を盛り込んだ設計・施工工程表を作成の上、海上保安庁に提出するとともに確認を受ける。工程表には以下の内容を記入する。

- a. 調査工程
 - 事業者が実施する調査の工程
- b. 設計工程
 - (a) 基本設計（平面計画協議期間を含む。）の工程
 - (b) 実施設計の工程
 - (c) 確認申請等各種申請手続き及びその調整の工程
 - (d) 透視図、模型等の提出時期
 - (e) その他設計の工程管理に必要な事項
- c. 施工工程
 - 調査を実施する場合の工程並びに「躯体」、「仕上げ」、「外構」、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空気調和設備」、及び「昇降機設備」等各工事における工程、その他施工の工程管理に必要な事項を記載するものとする。
- d. 近隣説明の工程
- e. 海上保安庁への施設等の引き渡し工程

（6） 環境対策等

- a. 環境保全性の検証

事業者は、基本設計完了時、実施設計途中、工事途中及び工事完了時の各段階において建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による環境保全性の検証を行い、その結果を報告するとともに、各段階における要求水準確認報告書等に記録する。

b. エネルギー使用量の予測

事業者は、工事途中に、施設の供用開始後一箇年の電力、ガス及び水道等のエネルギー使用量予測値を算出し、海上保安庁及び事業者毎の負担値とともに提出する。

(7) 事業パンフレットの作成

事業者は、事業パンフレットを工事着手時までに作成し、海上保安庁に提出する。また、工事完了時に修正し、海上保安庁に提出する。パンフレットは、事業の概要、本施設の概要等を、ベース、完成模型、図面、イラスト等により説明するものとする。

(8) 記録等の作成

事業者は、海上保安庁及びその他関係機関と協議・打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。

(9) 電子データのセキュリティ確保

事業者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる成果物等、電子データを海上保安庁に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策されたものを提出する。また、ウイルス対策のためのソフトウェアについて、常に最新データに更新（アップデート）されたものを使用しなければならない。

(10) 国が行う調査への協力

官庁建物実態調査等の国が行う調査への協力をを行う。

(11) 什器・備品の配置計画への協力

海上保安庁が提示する什器・備品の配置計画について、プロット図の作成等海上保安庁に協力する。プロット図を作成する時期は、基本設計時、工事着手前、工事期間中とする。

(12) 近隣対策

事業者は事業を円滑に進めるべく、各業務時において近隣へ及ぼす影響を検討し、問題があれば適切な対策（説明会等）を講ずる。

3 設計業務

事業者は、要求水準書及び事業提案書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。

(1) 調査

事業者は設計に先立ち、必要に応じて事業敷地に関する設備の社会基盤調査、敷地調査（平面・高低）、電波障害事前調査、土壤調査、生活環境に関わる調査（風害、日照、景観等）、埋蔵文化財調査を行う。調査毎に調査計画書及び調査報告書を作成し、海上保安庁に提出する。

(2) 設計業務計画書の作成

事業者は、基本設計着手前に、設計業務計画書を作成の上、海上保安庁に提出し、確認を受ける。業務計画書の内容には、実施体制、工程等を盛り込むものとし、詳細については海上保安庁

と協議を行うこと。

(3) リサイクル計画書の作成

事業者は、設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として作成し、海上保安庁に提出する。

(4) 設計

a. 基本設計

(a) 業務内容

業務内容は「国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）」別添一の第1項第1号イによる。

(b) 平面計画の協議

事業者は、基本設計終了前に、施設の配置及び各階平面における諸室の配置等（以下「平面計画」という。）について海上保安庁と協議する。この場合の協議期間は40日を見込む。なお、当該協議を行うために、海上保安庁との事前の打合せを、設計業務と並行して行う。

b. 実施設計

(a) 業務内容

業務内容は「国土交通省告示第15号」別添一の第1項第2号イによる。

実施設計は、工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計書の変更を行う場合に作成する設計も、同様な内容とする。

c. 工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務

業務内容は「国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）」別添一の第1項第3号による。

(5) 設計図書の作成

a. 適用基準等

図面の作成は【別添資料1－2】「適用基準等一覧」に掲げる基準等を適用する。

b. 基本設計書の提出

基本設計書は、「建築」、「構造」、「電気設備」、「機械設備」及び「外構その他」に区分し、それぞれ海上保安庁に提出し、確認を受ける。

c. 実施設計書の説明・提出

実施設計書は、(5)b.の区分に基づき作成し、工事着手前に内容の説明し、確認を受けた上で海上保安庁に提出する。また、実施設計終了時に建設期間中における修正を反映し、海上保安庁に提出する。構造図及び構造計算書は規模に関わらず作成し、実施設計成果図書に含める。

d. 設計意図伝達に関する資料等の作成

事業者は、建設企業、工事監理企業等に設計意図を正確に伝達するため、設計意図の伝達に関する以下の資料等を作成し、海上保安庁に説明し、確認を受ける。

(a) 施工図・機器納入仕様書等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等

(b) 仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む。）の色彩、柄等についてまとめた色彩等計画書

(c) 設計内容に関する質疑に関する検討及び回答案

e. 面積算出資料の提出

事業者は、設計段階において、諸室等の面積及び交通部の面積を面積表にまとめ、面積算

出資料とともに海上保安庁に提出する。なお、面積算出は、「建築基準法」及び「国有財産法」に基づいた2種類の方法にて行う。

(6) 企画書対応確認書の作成

企画書対応確認書は「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」に基づき作成し、海上保安庁に提出し確認を受ける。

(7) 防犯性の検証

a. 設計防犯性能評価シートの作成

事業者は、実施設計時に「官庁施設の防犯に関する基準」により防犯性の検証を行い、設計防犯性能評価シートを作成する。「官庁施設の防犯に関する基準及び同資料」及び「防犯性能評価シート」については、入札参加者に示す。

(8) 透視図及び模型等の作成

a. 事業紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、本施設の事業内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。内容は、事業の目的及び施設整備方針に基づいた設計コンセプトを説明文、イメージ図等を加えて作成する。なお、作成にあたっては、プレゼンテーションソフトを用いることを基本とする。

b. 透視図

建物の内観及び外観透視図を作成し、次により海上保安庁に提出する。

(a) 大きさ 彩色A3版

(b) カット数 外観5カット（敷地の各方角からの外観1枚ずつ、
施設外観（鳥瞰図）1枚、 内観10カット

c. 模型

完成予想模型を作成し、次により海上保安庁に提出する。模型材料は、変形及び退色しにくいものとする。

(a) スタディ模型の作成

事業者は、基本設計完了時にスタディ模型を作成するものとし、大きさ等は、次による。

製作寸法 900×600mm

縮尺 1/500

台数 1台

その他 材料はスチレンボード程度とする。

(b) 完成模型の作成

事業者は、工事着手前に完成模型を作成するものとし、大きさ等は次による。

製作寸法 900×600 mm

縮尺 1/200

台数 1台

その他 材料は変形、退色しにくいものとし、台座及びアクリルケース付とする。

(c) 完成模型の写真撮影

事業者は、工事着手前に完成模型の写真撮影を行うこととし、撮影画素数等は次による。

撮影画素数 2000万画素以上

カット数 10カット

(9) 申請及び手続き等

- a. 事業者は、工事の着工に必要な協議、申請及び手続き等を行う。なお、協議、申請及び手続き等に必要な費用は事業者負担とする。
- b. 申請及び手続き等で関係行政機関等に提出した書類の写しを海上保安庁に提出する。正・副本の扱いについては海上保安庁の指示による。
- c. 海上保安庁が設計及び工事期間中に行う協議、申請及び手続き等において協力を求めた場合には、添付図面の提出等の必要な補助作業を行う。
- d. 海上保安庁が地域住民への説明を実施する場合は、補助作業を行う。

(10) 公共建築設計者情報システムの登録

事業者は、設計業務完了時において、設計業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、海上保安庁の確認を受けた後に（一社）公共建築協会に提出するとともに、（一社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを海上保安庁に提出する。

(11) 成果物等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守の上、成果物等の情報を適正に管理する。なお、海上保安庁は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物とは

【別添資料 4－7】「施設整備業務に関する成果物」に規定する成果物（未完成の成果物を含む。）

その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるものその他、これらの電子データ等を含むものとする。

- (a) 海上保安庁の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
- (b) 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- (c) 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合の他は、海上保安庁が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- (d) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- (e) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、業務完了と同時に海上保安庁に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (f) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに海上保安庁に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. (11) a. 及び b. の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. (11) a.、b. 及び c. の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(12) その他、業務の履行に係る条件等

写真の著作権の権利等について

- a. 写真は、海上保安庁が行う事務並びに海上保安庁が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- b. 次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ海上保安庁の承諾を受けた場合は、この限りでない。）。
 - (a) 写真を公表すること。
 - (b) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

4 建設業務

事業者は、要求水準書及び事業提案書及び設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。建設業務は、設計図書に基づき「本施設」を施工する業務の他、施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

（1）建設工事

事業者は、以下の工事を実施する。

なお、施設整備の実施に伴い発生する電気引込負担金・給水負担金等の次の工事の各種負担金は、工事に含めて対応する。

- a. 本施設の施設整備工事
- b. 既存建物等の解体撤去工事

（2）工事着手届の提出

事業者は、本施設の工事着手前に、工事着手届を海上保安庁に通知し、確認を受ける。

（3）施工体制台帳及び施工体系図の作成

事業者は、次の事項又は書類を盛り込んだ上で、「建設業法」に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、海上保安庁に提出する。

- a. 「建設業法施行規則（昭和 24 年 7 月 28 日建設省令第 14 号）」第 14 条の 2 第 1 項第 1 号口の請負契約及び同項第 4 号口の下請負契約に係る「建設業法」第 19 条第 1 項及び第 2 項の規程による書面の写し
- b. 統括安全衛生責任者名、安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- c. 監理技術者、主任技術者（下請負人を含む。）の顔写真
- d. 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名及び工期
- e. 緊急時の連絡体制表

（4）海上保安庁による重点確認工程等

- a. 海上保安庁は施工段階において提出書類及び実地による重点的な確認を行うものとし、確認時期、確認箇所及び提出資料については工事着手前に海上保安庁が指定する。
- b. 事業者が提出する資料等は、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。
- c. 事業者は、海上保安庁及び海上保安庁が別に契約するコンサルタント業者による実地確認に立会うものとする。

（5）施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出

- a. 事業者は、工事着手前に、監理技術者又は主任技術者に総合施工計画書を作成させ、工事監

- 理者が確認し、海上保安庁に提出する。
- b. 事業者は、一工程の施工の着手前に、総合施工計画書に基づいて監理技術者又は主任技術者に工種別の施工計画書及び品質管理計画書を作成させ、工事監理者が確認し、海上保安庁に提出する。
 - c. 事業者は、各部位の施工後に、監理技術者又は主任技術者に施工計画書等に基づき適切に施工したことを示す施工報告書及びその他関連する書類を作成させ、工事監理者が確認し、海上保安庁に提出する。
 - d. 施工計画書及び品質管理計画書においては、「要求水準書」及び「事業計画書」に定められた要求水準が達成されるような計画とするものとし、施工計画及び品質管理計画の策定にあたっては、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。

(6) 施工体制の点検

事業者は、海上保安庁から、監理技術者又は主任技術者の設置状況及びその他の工事現場の施工体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これに対応する。

(7) 実施工程表、月間工程表の提出

- a. 事業者は工事着手前に、「躯体」、「仕上げ」、「外構」、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空気調和設備」、「昇降機設備」及び「解体撤去」の区分毎に、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、海上保安庁に提出する。
- b. 事業者は、(7) a. の区分毎に月間工程表を作成し、該当月前月末日までに海上保安庁に提出する。

(8) 進捗状況報告書の提出

事業者は、(7) a. の区分毎に出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月海上保安庁に提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が 5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして海上保安庁に報告する。

(9) 海上保安庁が行う別途業務への協力

- a. 事業者は、施設整備の実施にあたって、必要に応じ海上保安庁が実施する本事業以外の内装工事又は改修工事等の別工事の実施に際し、本事業の施設整備と当該別工事と相互に業務実施時間帯又は業務実施場所・範囲の調整を行い、本事業及び海上保安庁が行う別途業務に支障が生じないよう海上保安庁への協力をう。
- b. 調整にあたっては、総合図（本工事と別工事との取合い部分。）を作成し、海上保安庁と協議し、別工事への協力をう。

(10) 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、設計業務及び建設業務において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、事前に海上保安庁にその内容を提示し確認を得る。また、その結果をもって各入居官署に説明を行い、調整の必要な事由が生じた場合は海上保安庁と協議する。

(11) 電波障害対策

- a. テレビ電波障害対策

事業者は、施設整備に伴い周辺住民への電波障害が発生した場合、海上保安庁に報告し対

策を実施する。

b. 携帯電話不感知対策

本施設建設により本施設において工事期間中及び竣工検査直前に携帯電話不感知が生じる場合は、速やかにその対策を行う。また、本施設内においても携帯電話不感知が生じる場合は、その対策を行う。対策のための設備の設置費・維持管理費は事業者負担、光水熱費は海上保安庁が負担する。なお、対象とすべき移動体通信事業者の数は3者程度とする。

(12) 電波伝搬障害対策

事業者は、施設整備に伴い本施設が重要無線通信障害の原因とならない計画とし、必要に応じて手続きを行う。

(13) 地中障害物及び埋蔵文化財の撤去、搬出及び処分

- a. 事業者は、地中障害物及び埋蔵文化財について、撤去、搬出及び処分を行うものとする。
- b. 参考資料を含む要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去、搬出及び処分については海上保安庁と協議を行うものとする。

(14) 申請及び手続き等

- a. 事業者は、建設工事の実施、完了及び施設の供用開始に必要な一切の協議、申請及び手続きを行う。なお、協議、申請及び手続き等に必要な費用は事業者負担とする。
- b. 事業者は、(14) a. の書類について写しを保存し、工事完了時に速やかに製本の上、海上保安庁に提出する。正・副本の扱い等体裁については、海上保安庁と協議して定める。

(15) 国有財産台帳附属図面の調製に係る資料等の作成

事業者は、国有財産台帳附属図面を「国有財産台帳等取扱要領について（平成13年5月24日財理第1859号）」により作成し、建設工事完了の30日前までに海上保安庁に提出する。また保存及び表示登記に必要な図面を作成する。

(16) 特定調達物品等採用の実績報告

事業者は、工事完了時における「グリーン購入法」の特定調達物品等の採用状況（数量、採用率等）を資機材等毎にまとめ、海上保安庁に提出する。

(17) 完成図の作成

- a. 完成図は、建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとして次により作成し、工事完了時に速やかに海上保安庁に提出する。
- b. 図面の作成は【別添資料1-2】「適用基準等一覧」に掲げる基準等を適用する。
- c. 完成図は次に掲げる内容を含むものとする。

(a) 建築

概要書、案内図、配置図、各階平面図（室名及び室面積や耐震壁が表示されたもの）、立面図、断面図、仕上表、面積表、矩計図、詳細図、天井伏図、建具、カーテンウォール施工図、施工計画書及びその他必要な図書等

(b) 構造

特記図、伏図、杭図、軸組図、断面表、構造躯体施工図及びその他必要な図書等

(c) 電気設備

特記仕様書、各階の各種配線図及び文字、図示記号、分電盤、動力制御盤、配電盤等の単線接続図、各種系統図、電気関連諸室の平面図、機器配置図、各種構内線路図、主要機

器一覧表及びその他必要な図書等

(d) 機械設備

特記仕様書、主要機器一覧表、衛生器具一覧表、各種系統図、各種平面図（各階）、主要機械室詳細図（平面・断面）、便所詳細図、屋外配管図、雨水利用設備、昇降機設備、空気調和設備等の特殊設備図及びその他必要な図書等

(e) その他

サイン図、各種試験成績書・報告書及びその他必要な図書等

(18) 施設の保全に関する資料の作成

保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、引き渡しまでに、海上保安庁に提出する。なお、資料には「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（平成28年12月22日国営保第36号）」に基づく「建築物等の利用に関する説明書」の作成を含むものとする。

(19) 完成写真の提出

a. 完成写真

事業者は、本施設の完成写真を撮影することとし、完成時に提出する。

撮影画素数等は次による。

(a) 撮影画素数 2000万画素以上

(b) カット数 100カット (航空写真5カットを含む。)

(c) 撮影箇所 海上保安庁と協議

b. 写真の撮影に関する著作者の権利については次の(a)及び(b)によることとし、事業者は撮影者等との契約に当ってもそれらの承諾を条件とする。

(a) 提出された写真は、海上保安庁が行う事務及び海上保安庁が認めた用途に関して、無償で使用することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。

(b) 事業者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、副生物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただしあらかじめ海上保安庁の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(20) 建設工事内容紹介プレゼンテーション資料の作成

事業者は、工事期間中に、建設工事の内容を紹介するためのプレゼンテーション資料を作成する。なお、作成にあたっては、プレゼンテーションソフトを用いることを基本とする。

(21) 事業記録の作成

事業者は、事業の概要、完成引き渡し時までの経緯、技術的資料等を整理し、取りまとめた事業記録を作成する。なお、事業記録の作成にあたっては、全体の構成計画を作成しその内容について海上保安庁に協議すること。

(22) 建設工事に関する留意事項

【別添資料4-1】「建設工事に関する留意事項」による。

(23) 図面等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持及び標準仕様書の設計図

書等の取扱いの規定を遵守の上、図面等の情報を適正に管理する。なお、海上保安庁は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

- (a) 海上保安庁の承諾無く、図面等の情報を工事の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
 - (b) 工事の履行のための下請負人等へ図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - (c) 図面等の情報の送信又は運搬は、工事の履行のために必要な場合の他は、海上保安庁が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当ってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - (d) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - (e) 貸与資料等の情報については、工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に海上保安庁に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - (f) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに海上保安庁に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. (23) a. 及び b. の規定は、契約終了後も対象とする。
- d. (23) a. から c. の規定は、下請負人等による図面等の情報の管理についても対象とする。
- e. 図面等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるものの他、これらの電子データ等を含むものとする。
- (a) 次に該当する図面、特記仕様書等
 - ・ 建設業務に係る設計図書
 - ・ 建設工事の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの
 - (b) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む。）
 - (c) 完成図（未完成の図書を含む。）
 - (d) 工事完成写真

5 工事監理業務

(1) 工事監理

工事監理業務の内容は以下のとおりとする。

- a. 工事監理業務は、「建築土法（昭和 25 年法律第 202 号第 2 条第 7 項）」に定める工事監理者の立場で行う業務とする。
- b. 工事監理業務の内容は、「国土交通省告示第 15 号（平成 21 年 1 月 7 日）別添一の第 2 項第 1 項及び第 2 号に定める業務とする。
- c. 工事監理者は、工事期間中に本施設に係る別工事との調整に協力する。
- d. その他、設計図書どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。

(2) 工事監理業務計画書の提出

- a. 事業者は、建設工事に着手する前に、工事監理者に業務工程計画、業務体制、業務方針等に

- について工事監理業務計画書を作成させ、海上保安庁に提出し、確認を受ける。
- b. 事業者は、工事監理者に設計図書どおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施するために必要な確認方法及び確認時期、記録方法その他の事項について、施工工程毎に工程別工事監理業務計画書を作成させ、海上保安庁に提出し、確認を受ける。
 - c. 工事監理業務計画書等の作成にあたっては、工事に係る要求水準確認計画書における各業務内容や役割分担との整合性を確保するものとする。
 - d. 工事監理業務計画書等については、工事の進捗に応じ変更の必要が生じた場合は、海上保安庁と協議し、確認を受ける。
 - e. 工事監理企業が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、事後確認のための工事書類を作成するよう建設企業を指導することは工事監理企業の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務計画書の作成を行うこと。

(3) 工事監理状況の報告

工事監理者は、工事と設計図書との照合及び確認の結果を記録し、事業契約書に規定する工事監理状況報告により、当該記録を海上保安庁に毎月提出する。記録の内容に変更があった場合は同様とする。

(4) 工事監理業務報告書の作成

- a. 事業者は、工事期間中、工事監理者に工事監理に関する記録について工事監理業務報告書として作成させ、海上保安庁に毎月提出し、確認を受ける。
- b. 工事監理業務報告書は、工事監理記録及び工事記録写真として、要求水準確認計画書の内容のうち工事監理業務に係るものや工事監理業務計画書に定められた業務を的確に実施したこと、設計図書に基づいて工事が施工されていることを確認したこと、その施工状況が要求水準に適合していることを確認したことについて、海上保安庁が確認できる内容とする。
- c. 工事監理企業が自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、事後確認のための工事書類を作成するよう建設企業を指導することは工事監理企業の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務報告書の作成を行うこと。

(5) 施工計画書及び品質管理計画書の確認

工事監理者は、施工計画書及び品質管理計画書が要求水準確認計画書の計画内容に照らして適正なものになっていることを確認するものとし、確認できない場合には施工計画書及び品質管理計画書の是正を求めるものとする。

(6) 施工報告書の確認

工事監理者は、建設業務において作成する施工報告書に関して要求水準確認計画書及び施工計画書並びに品質管理計画書どおりに施工されていることを確認するものとし、確認できない場合には是正を求めるものとする。

(7) 工事関係書類の提出

工事監理者は、施工図、承諾図、工事写真等、品質や出来形を確認する資料を海上保安庁に提出し、確認を受ける。

(8) 図面等の情報の適正な管理

- a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守の上、図面等の情報を適正に管理する。なお、海上保安庁は措置の実施状況について報告を求めるこ

とができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

図面等とは

(a) 次に該当する図面、特記仕様書等

- ・ 建設業務に係る設計図書
- ・ 【別添資料4-7】「施設整備業務に関する成果物」に規定する成果物（未完成の提出書類等を含む。）
- ・ その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

(b) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書等とし、紙媒体によるものの他、これらの電子データ等を含むものとする。

- ・ 海上保安庁の承諾無く、図面等の情報を工事の履行に關係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
- ・ 業務の履行のための協力者等へ図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- ・ 図面等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合の他は、海上保安庁が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当ってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- ・ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- ・ 貸与資料等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、業務の完了と同時に海上保安庁に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- ・ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

b. 図面等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに海上保安庁に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c. (8) a. 及び b. の規定は、契約終了後も対象とする。

d. (8) a. から c. の規定は、協力者等に対しても対象とする。

e. 図面等とは、次に掲げるもの等とし、紙媒体によるものの他、これらの電子データ等を含むものとする。

(a) 次に該当する図面、特記仕様書等

- ・ 建設業務に係る設計図書
- ・ 建設工事の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

(b) 工事関係図書のうち、施工図等、工事写真その他施設の内容について表示された図書（未完成の図書を含む。）

(c) 完成図（未完成の図書を含む。）

(d) 工事完成写真

第5章 維持管理・運営業務

第1節 総則

1 基本方針

(1) 業務の原則

- a. 事業者は、業務提供期間において、本業務の目的達成のために、要求水準書、事業者が提出した維持管理・運営業務提案書及び5（3）に示す計画書等に基づき、総括的に施設全体の維持管理・運営業務を行う。要求水準書を適格に理解して、十分な実施体制により、適切に業務を遂行する。
- b. 「第5章 維持管理・運営」で定める要求水準を常に満たすように維持管理し、要求水準を下回る可能性がある場合には、修繕等の方法で適切な状態に改善する。建物性能劣化と修繕業務の考え方は【別添資料5－1】「修繕に係る要求水準」を参照のこと。
- c. 海上保安庁から要求水準に満たないとされた場合は、適切かつ直ちに改善する。

(2) 業務実施の基本方針

- a. 本施設の施設整備に係る要求水準、本施設における業務形態等を考慮し、公務の能率及び行政サービスの水準が適切に確保されるよう業務を実施する。
- b. 非常時において施設の機能停止が生じないよう、また機能停止を伴う修繕等による公務への影響を抑え、適切に機能維持の確保がなされるよう業務を実施する。
- c. 職員等の安全を確保するため、適切に危険防止等の措置を講ずる。
- d. 適切に衛生環境を確保するとともに、職員等の快適性の向上に資するよう業務を実施する。
- e. 省エネルギー・省資源、ごみの減量処理、再資源化をはじめとして環境負荷の低減に資するよう業務を実施する。
- f. 「第4章 施設整備」に定める要求水準を適切に維持するとともに、長期的な耐久性が確保されるよう考慮する。
- g. 事業期間中の光熱水費等の縮減の他、事業期間終了後の修繕費等の縮減を含め、長期的な経済性に配慮する。また、温室効果ガスの排出の抑制に関し、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）」を参考に取り組む。
- h. 事業期間終了後から海上保安庁が維持管理業務を行なうため、事業期間終了時の適切な引継ぎに配慮する。また、事業期間終了後の維持管理に関して海上保安庁が特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け、当該知識・技術に係る有資格者を必要としないようにする。
- i. 業務遂行上知り得た海上保安庁の情報について秘密を保持する。業務従事者についても秘密保持を徹底する。また、事業契約終了後も対象とする。ただし、海上保安庁により承諾を受けた情報においてはこの限りでは無い。
- j. 業務遂行上知り得た個人情報は「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」に基づき適正に取り扱う。
- k. (2) i. の海上保安庁の情報又は j. の個人情報の紛失、盗難又は漏洩等が生じた場合もしくは生じた恐れが認められた場合は、速やかに海上保安庁に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

2 業務内容

事業者は、本施設の維持管理・運営業務として、次の（1）及び（2）の業務を実施する。

（1） 本施設の維持管理業務

a. 業務内容

(a) 点検保守等業務

- ア. 定期点検等及び保守業務
- イ. 運転・監視及び日常点検・保守業務
- ウ. 執務環境測定業務
- エ. エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務

(b) 清掃業務（回転翼機格納庫及び船艇用品庫内を除く）

(c) 修繕業務

b. 業務提供期間

本施設を海上保安庁に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の午前 0 時）より令和 26 年 3 月 31 日まで。

c. 本業務に含まれていない業務

- (a) 海上保安庁が回転翼機格納庫、船艇用品庫において独自に実施する備品等の維持管理
- (b) 光热水費の支払業務
- (c) 本施設を海上保安庁に引き渡した後の電気及びガス供給事業者の選定及び手続き
- (d) 緊急時の実際の使用により消費された自家発電装置の燃料の調達及び補給（補給に際しての立会を除く）
- (e) 回転翼機格納庫、船艇用品庫内の清掃業務

（2） 本施設の運営業務

a. 業務内容

- (a) 給油施設における巡視船への給油業務（A 重油）
（※ Jet-A1 燃料の回転翼航空機への給油は含まない。）
- (b) 給油施設における燃料搬入管理業務（タンクへの荷入れ）
- (c) 給油施設における燃料在庫管理業務（A 重油、Jet-A1 燃料）
- (d) 運営業務に必要な什器備品等保守管理業務

b. 業務提供期間

本施設を海上保安庁に引き渡した翌日（引き渡し後の最初の午前 0 時）より令和 26 年 3 月 31 日まで。

c. 本業務に含まれていない業務

回転翼機への Jet-A1 燃料の補給

3 業務の実施体制

- (1) 【別添資料 5－2】「業務内容、必要な有資格者と法定点検項目」に示す有資格者を配置し、関係法令を満たし、適切に要求水準を確保できる業務の実施体制を構築する。
- (2) 事業者は、「第 5 章 維持管理・運営業務」で定める業務を統括して管理する管理統括責任者を 1 名置き、開庁時間（開庁日の 8：30～17：00）のうち、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年 6 月 15 日法律第 33 号）」第 5 条第 1 項及び同法第 6 条第 2 項の規定に準ずる時間、本施設に駐在させる。なお、開庁時間において、管理統括責任者が不在となる時間帯は代替者を予め定め（代替者を複数定める場合は、代替者の序列を含める。）、当該代替者を不在時に駐在させ業務に支障が生じないようにする。

- (3) 事業者は開庁時間における維持管理・運営業務に係る海上保安庁との連絡窓口を設置とともに、海上保安庁が常時事業者との連絡が可能な体制を確保する。
- (4) 各業務を実施する業務従事者については、関係法令に基づき必要となる資格を有する他、各業務の遂行に必要となる能力を有する者を適切に配置する。業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とする。また、海上保安庁が業務従事者の適格性に支障があると認めた場合、速やかに代替者を選任する。
- (5) 事業者は、業務従事者に対して、以下に示す5(3)により作成した計画書等に基づき、必要となる事項について適切に研修等を行う。また、服装を揃え、名札を着用させる。
- (6) 緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制を確保する。

4 コスト管理計画

(1) 維持管理・運営費コスト管理計画書の作成

事業者は、基本設計着手前、基本設計終了時、工事着手前、建設工事完了時の各段階において維持管理・運営費コスト管理計画書を作成し、海上保安庁に提出する。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に海上保安庁と協議し変更することができる。

また、各段階において基本設計終了時とのコスト比較を行い、必要が生じた場合は、その理由を明確にして海上保安庁に報告する。

・維持管理・運営費コスト管理計画書の内容及び提出時期

	内容	提出時期
総括表	「維持管理費」「運営費」の金額を区分して記載する。	「第4章 施設整備」に規定する基本設計着手前
業務別内訳書	各業務別の内訳金額を「事業費の算定及び支払方法（入札公告時に示す）」の事業費の内訳における「支払区分」にて記載する。	「第4章 施設整備」に規定する基本設計終了時、工事着手前
内訳明細書	「事業費の算定及び支払方法（入札公告時に示す）」に基づき業務を区分し、各業務の内容に応じて数量・単価・金額を記載する。	事業契約書に規定する内訳の確定時、「第4章 施設整備」に規定する工事完了時。なお、事業契約書（案）は入札公告時に示す。
変更金額一覧表	コストの変動が生じた場合に、変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で作成する。また、設計・施工過程において、コストの変動が生じた場合及び変更金額の確認の必要が生じた場合に、海上保安庁と事前協議した上で、速やかに提出する。	提出の必要が生じた時

※ 総括表、業務別内訳書、内訳明細書は、提出時以降の業務期間中において変更があった場合には、変更協議の内容に応じて修正を行う。

(2) 事業費内訳書等

- a. 「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を作成する。内訳区分は、入札公告時に示す「事業費の算定及び支払方法」で規定する事業費の内訳における「支払区分」による。
- b. 要求水準書の変更に伴い「事業費」を変更する際にも、「維持管理・運営費」の内訳書の内訳区分を用いる。
- c. 内訳書を基に「維持管理・運営費」の一覧を作成する。

- d. いずれの場合においても、事業者は、同内訳書の提出にあわせて、単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて、その内容を海上保安庁に説明するものとする。

5 業務の進め方

(1) 適用基準等

維持管理・運営業務に適用する基準類の参考として【別添資料1－2】「適用基準等一覧」を示す。

適用する内容は、原則として各基準類が示す「維持すべき性能・状態」とし、当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す仕様以外の仕様とすることができます。

(2) 業務の区分、範囲、対象を明確にした資料の作成

事業者は業務実施に先立ち、「第4章 施設整備」及び本章の要求水準との整合性に留意した上で、海上保安庁と協議の上、第1節2の各業務の区分、範囲、対象を明確にした資料を作成し、海上保安庁に報告を行う。

(3) 計画書等の作成、提出等

事業者は、要求水準達成状況を自ら確認の上、次の提出書類を、それぞれの提出期日までに海上保安庁に提出して確認を受ける。

提出書類	提出期日
要求水準確認計画書	業務仕様書、業務実施計画書の提出時
業務仕様書	業務開始時
業務実施計画書	業務開始時 (給油施設等に係る運営マニュアルを含む)
	各事業年度当初
	各月業務実施計画書
修繕計画書	業務開始時
	各事業年度当初
消防計画書	業務開始時
省エネルギーに係る計画書	業務開始時、各事業年度当初
廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書	業務開始時、各事業年度当初

※ 1. 業務仕様書は、要求水準及び提案書の内容を取りまとめたものとする。

2. 業務実施計画書は、業務仕様書に基づき本施設に応じた具体的な実施の方法及び手順等について取りまとめたものとする。

a. 要求水準確認計画書

事業者は業務仕様書及び業務実施計画書の提出に際し、当該計画書等が要求水準を満たしていることを海上保安庁が確認するための資料として、要求水準確認計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。

なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という）」に基づき、毎年度策定されるグリーン購入法特定調達品目の判断の基準を満たす調達品目の採用可否について併せて記載する。

b. 業務仕様書

事業者は、維持管理・運営業務の仕様書を要求水準書及び事業者の提出した維持管理・運営業務提案書を満たす内容で作成し、海上保安庁と協議の上その内容を決定し、海上保安庁に提出する。

c. 業務実施計画書

(a) 業務実施計画書（業務開始時）

事業者は、維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、次に掲げる事項を内容として含む業務実施計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。

ア. 業務実施体制

イ. 業務管理体制及び連絡体制

ウ. 各業務の責任者及び必要な有資格者の経歴、資格等

エ. 業務従事者名簿（ただし、メーカーによる点検等の一時的なものは除く。）

オ. 業務従事者の指導及び管理の方法

カ. 各業務の実施計画

キ. 各業務の業績等の確認方法、海上保安庁への報告の時期及び内容

ク. 緊急時の体制及び対応方法

ケ. 想定外の事態が発生した場合の対応

コ. 給油施設運営マニュアル（給油施設について上記ア.～ケ. の内容を含み、設備機器等の操作方法、データ等の取扱等を含む）

サ. 環境負荷低減への取組

シ. 要求水準の達成状況の確認方法（確認時期、確認者、達成状況の判断基準を定める。）

ス. 採用するグリーン購入法特定調達品目

セ. その他必要となる事項

(b) 各年度業務実施計画書（各事業年度当初）

事業者は、各年度の当初（施設の引き渡し年度については業務開始時）に、次に掲げる事項を内容として含む各年度業務実施計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。

ア. 当該年度の各業務の実施計画（不定期に実施する業務等の当該年度の具体的な計画を定める。）

イ. その他必要となる事項

(c) 各月業務実施計画書（各所定期日）

事業者は、毎月所定の期日までに、次に掲げる事項を内容として含む各月業務実施計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。

ア. 翌月の業務日程表

イ. その他必要となる事項

d. 消防計画書

事業者は、維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、以下の(a)から(d)を満たす「消防法」第8条及び第36条に規定される消防計画書を作成し、海上保安庁に提出する。

また、消防計画書に変更がある場合も前段に準ずる。

(a) 事業者は、海上保安庁の管理の権原に属する部分以外の部分の防火管理及び防災管理上の権原を有する者として防災管理者及び防災管理者を選任する。

(b) 自衛消防組織の設置に要する統括管理者又は統括管理者直近下位の内部統括要員として有資格者を配置する。

(c) 本業務において常時駐在する業務従事者（清掃業務の業務従事者を除く。）は、「火災予防条例」の定める自衛消防活動中核要員を兼任する。ただし、自衛消防活動中核要員を兼任する業務従事者が「火災予防条例」で定める自衛消防活動中核要員の定数に満たない場合は、海上保安庁が充足するに要する人員を海上保安庁の中から選出する。

(d) 共同防火管理協議会において上記(b)の統括管理者及び統括管理者直近下位の内部統括要員並びに(c)の防火管理技能者を事業者から選出する。なお、維持管理・運営業務を統括

する管理統括責任者が防火管理者及び防災管理者を兼任することも可能とする。

e. 省エネルギーに係る計画書

事業者は、エネルギー管理員を選任するとともに、維持管理・運営業務の開始にあたり、「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）」に規定される各管理標準を定めた省エネルギーに係る計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。また、各年度当初に、前年度までのエネルギー使用量の実績を踏まえ、同計画書の見直しの必要性について検討することとし、見直しが必要な場合は、速やかに変更した計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。

f. 電気主任技術者の届出

事業者は、「電気事業法（昭和39年法律第170号）」に定める自家用電気工作物の電気主任技術者を選任する。なお、外部選任により、海上保安庁から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者のうち維持・管理の主体である者であって、当該自家用電気工作物を技術基準に適合する責任を有する者については、設置者とみなして電気主任技術者の選任に係る届出・申請を行う。またこれに先立ち、本施設の電気工作物保安規程の案を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。

g. 計画書の変更等

海上保安庁は、(3) a. から d. までの各計画書等について、要求水準及び事業者の提出した維持管理・運営業務提案書に照らして適切な内容となっていないと判断される場合は、修正を求めることができるものとする。事業者は、海上保安庁から修正を求められた場合、速やかに修正した計画書等を作成し、再度海上保安庁に提出して確認を受ける。

また、(3) a. から d. までの各計画書等について変更が必要となった場合、事業者は、速やかに変更した計画書等を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。

(4) 報告書の作成、提出等

事業者は、業務従事者の業務遂行状況及び要求水準達成状況を自ら確認の上、次の提出書類を、それぞれの提出期限までに海上保安庁に提出して確認を受ける。報告書の体裁、部数については、【別添資料5-3】「維持管理・運営業務に関する成果物」による。

提出書類	提出期限
業務日報	業務日報対象日の翌開庁日
業務実施報告書	各月を対象とし、対象月翌月の5開庁日以内、
その他の報告書	各半期末の翌日から起算して5開庁日以内

a. 業務日報

事業者は、業務実施日の業務実施状況について業務日報を作成し、当該業務実施日の翌開庁日に海上保安庁に提出する。業務日報には下記を含むものとし、具体的には海上保安庁と事業者の協議による定める。

項目	概要
給油業務（A重油）	給油回数、作業時間、給油量
受入業務（A重油、Jet-A1燃料）	作業時間、受入量
在庫管理（A重油、Jet-A1燃料）	当該業務実施日終了時点での各貯槽残量
維持管理業務	当該業務実施日での維持管理業務の実施内容 等

b. 業務実施報告書

事業者は、(3) の各計画書等の内容に照らし、実施した業務の内容が要求水準を満たしているかどうかを確認し、毎月末、次に掲げる事項を内容として含む各月業務実施報告書を取

りまとめ、海上保安庁に提出する。

- (a) 各月の業務の実施内容
 - (b) 点検保守・修繕対応記録
 - (c) 整備記録
 - (d) 打合せ議事録
 - (e) 要求水準書の達成状況の確認結果（確認時期、確認者、達成状況並びに是正指示事項及びこれに係る改善状況）
 - (f) その他必要となる事項
- c. その他の報告書

事業者は、その他業績等の監視に必要となる報告書を作成して、海上保安庁に提出する。

(5) 施設の管理に関する事務に係る資料の作成、提出等

- a. 本施設の管理に必要となる規程等の案

事業者は、海上保安庁と必要な調整を図り、維持管理業務及び運営業務の開始前の所定の時期までに、以下に示す(a)及び(b)の規程等の案を作成して、海上保安庁に提出する。

また、必要に応じて、維持管理・運営期間中、これらの改定案の他、新たに必要となった規程等の案を作成して、海上保安庁に提出する。

- (a) 施設管理規程
- (b) a. (a)に附帯して必要となる各種規程等

(6) 緊急時の対応

事業者は、緊急時には、以下に示す a. から h.までの措置を講ずるなど、人命の安全確保、被害の拡大防止、早期の機能復旧、再発防止等に十分留意して適切に対応する。

- a. 緊急事態が発生した場合又は発生しているおそれがある場合は、現場に急行し、状況を確認して必要となる措置を講ずる。
- b. 緊急事態が発生した場合は、直ちに海上保安庁に連絡する。また、その状況、原因、改善・復旧の方法等を順次海上保安庁に報告する。
- c. 人命に影響を与える可能性がある場合には、在所する者を安全な場所まで誘導するなど、人命の安全の確保を図る。
- d. 火災が発生した場合は消防署に通報するなど、緊急事態の内容に応じて関係機関に通報又は連絡をする。
- e. 施設の不具合に起因する事故等が発生した場合については、第2章第3節 1 施設整備業務により事業者が整備を行うものは再発防止について考慮の上、速やかに改善・復旧を図り、それ以外のものは、事故等の内容、再発防止のための改善案を速やかに海上保安庁に報告する。
- f. 海上保安庁が緊急事態への対応のため休日又は夜間において本施設での運用を行う場合は、海上保安庁への協力をを行う。
- g. インフラ事業者の事情等によりやむを得ずインフラ停止となる場合は、当該インフラの停止が明らかとなった時点でその対応について海上保安庁と協議を行う。なおこの場合においても非常用発電機の使用等により、巡視船への給油業務を実施する。
- h. 災害等により本施設の復旧が必要となった場合は、海上保安庁の修繕計画の立案に協力する。

(7) 国等が行う別途業務へ協力

- a. 事業者は、業務の実施にあたって、必要に応じ本庁が実施する本事業以外の事業の実施に

際し、本事業の維持管理・運営業務と当該別事業と相互に業務実施時間帯又は業務実施場所・範囲の調整を行い、本業務及び海上保安庁が行う別途業務に支障が生じないよう協力を行う。

- b. 国が行う官庁建物実態調査・保全実態調査をはじめ、海上保安庁が行う本施設に係る調査に関する資料作成の協力をを行う。

(8) 維持管理・運営に係る記録及び事業終了時の引き継ぎ

- a. 第2章第3節1施設整備業務により事業者が整備を行うものについては次の業務を実施する。
(a) 事業者は、維持管理・運営期間中を通じて、施設の保守、修繕等の履歴を記録し、保存する。
(b) 事業者は、事業終了時の1年前迄に、次に掲げる資料を海上保安庁に提出し、施設の保守、修繕等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料の整備状況の確認を受けるとともに、事業終了時までの修繕の計画について必要な協議を行う。なおこの時、事業終了直後に建築各部位及び設備機器の修繕・更新が集中しないよう適切な修繕計画を立案する。
(c) 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時までに、a. (b)の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行い、海上保安庁に確認を受ける。
b. 報告書、資料の体裁、部数については、【別添資料5-3】「維持管理・運営業務に関する成果物」による。

(9) 業務の実施にあたっての諸条件

- a. 業務の実施に必要となる消耗品、備品、工具、資機材等は、事業者が用意する。なお、各業務の実施内容は、「グリーン購入法」に基づき、以下に示すグリーン購入法特定調達品目の判断の基準をできる限り満たすよう努めるものとし、これによりがたい場合は海上保安庁と協議する。また、各業務の実施にあたっては、該当する特定調達品目の配慮事項についても考慮すること。

業務		グリーン購入法特定調達品目
維持管理	点検保守等業務のうち定期点検等及び保守業務	施設管理
	施設管理、点検保守等業務のうち運転・監視及び日常点検・保守業務	施設管理
	清掃業務	清掃、害虫防除（給油施設）

- b. 業務の実施に伴い発生した廃棄物は、事業者が処理する。
c. 事業者は海上保安庁と協議の上、維持管理・運営業務の実施のために必要となる管理諸室（事業者の提案した計画に基づき事業契約書で規定する）、維持管理・運営業務の実施に必要な設備等無償で使用することができる。
d. 業務の実施に伴い生じた本施設の光熱水費は、海上保安庁が負担する。
e. 業務実施のため事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意する。
f. 業務実施のため必要となる以下の物品を海上保安庁と協議の上、事業者に貸与する。貸与された物品は事業者が適切に管理し、事業終了時に損傷・紛失のないことを確認の上、海上保安庁に返却し、確認を受ける。
(a) 本事業の実施に際し、施解錠が必要な箇所の鍵、機器・装置の運転・停止等のための鍵及びこれらに類するもの

(b) 本施設を海上保安庁へ引き渡す際に提出する予備品等引き渡し書に記載の予備品

(10) 業績監視の基本的考え方

海上保安庁は、事業者自らの責任で行う業務従事者の業務監視に基づき、業績監視を行う。業績監視の結果によっては、海上保安庁は改善勧告やサービス対価の減額等を行うことがある。

事業者は、自らの責任で業務従事者の業務監視を適切に行うとともに、海上保安庁の業績監視等に適切に対応すること。

第2節 運営業務

1 巡視船への給油業務

(1) 業務内容

鹿児島海上保安部七ツ島巡視船基地給油施設から、海上保安庁が指定する巡視船への給油作業を行う。

なお、回転翼機格納庫エリアにおける回転翼機への給油は事業者の業務に含まない。

(2) 作業場所

巡視船岸壁E、A、BのNo. 1バース、No. 2バース 計6バース

(3) 油種、給油回数、給油量

a. 油種

A重油

b. 想定給油回数

15回／月（最大値）

c. 想定給油量

2,400 kℓ／月（最大想定値）

(4) 給油時間帯

平日（土曜日を含む）の日中（8:30～17:00）

(5) 業務実施体制

a. 消防法第13条に規定する危険物保安監督者を置くこと。

b. 巡視船2隻への同時給油を可能とする体制を構築すること。

(6) 業務実施に係る事項

a. 給油作業は、危険物取扱者（乙種第四類危険物取扱者）1名及び作業員2名を基準とし、事業者の提案によるものとする。

b. 船舶への給油希望日時の連絡は、海上保安庁から連絡担当者を介して行うものとし、給油日時については、海上保安庁と協議して決定する。

なお、給油は平日（土曜日を含む）の日中（8:30～17:00）行うものとし、給油日時が土曜日又は休祝日である場合は、可能な限り直前の金曜日（金曜が祝日の場合はその前日）正午までに連絡を行うものとする。

また、12/29～1/3の給油は行わないこととする。

c. 給油作業を行う職員により、事前に器材の取扱及び給油作業等の訓練を行う。また、職員が変更となった場合も同様とする。

- d. 給油作業に関しては、本要求水準書及び本要求水準書第5章第1節5（3）により事業者が作成する業務計画書、給油施設運営マニュアル等により実施し、これらに明記なき事項と言えども給油作業に関連する些少のものについては、海上保安庁の指示に従い実施する。
- e. 給油作業の順序方法については、予め海上保安庁と打ち合わせて実施する。
- f. 給油に伴う準備、給油、後片付け作業は、事故及び漏油事故等のないように行うこととし、漏油事故が発生した場合には、海上への流出防止対策及び海上での拡散防止対策を講じるとともに、関係者に連絡を行う。なお、事業者に帰すべき事由により生じた漏油事故等の防除措置費用等、対応に要した費用は、事業者の負担とする。

2 燃料搬入管理業務（貯槽への荷入れ）

（1） 業務内容

- a. 海上保安庁が手配するタンカー等から、巡視船岸壁E（バース1又はバース2）においてA重油を受け入れ、屋外貯蔵タンクに貯留する。
- b. 海上保安庁が手配するタンクローリーから、Jet-A1燃料受入スペースにおいてJet-A1燃料を受け入れ、地下貯蔵タンクに貯留する。

（2） 受入回数、受入量等

a. 屋外貯蔵タンクへの受入

回数：月3回（最大値） 受入量：1,000～2,000 kℓ程度（1回あたり）
A重油を搬入する船舶は、2,000～3,000DWT程度の内航タンカーを想定すること。
なお、タンカー2船からの同時受入は想定しない。

b. 地下貯蔵タンクへの受入

回数：月2回（最大値） 受入量：16 kℓ（1回あたり）
Jet-A1燃料の搬入は、積載量20 kℓのタンクローリーを想定すること。
なお、回転翼機から地下貯蔵タンクへのJet-A1燃料の戻し入れは行わない。

（3） 業務実施体制

消防法第13条に規定する危険物保安監督者を置くこと。

（4） 業務実施に係る事項

- a. 給油作業は、危険物取扱者（乙種第四類危険物取扱者）1名及び作業員2名を基準とし、事業者の提案によるものとする。
- b. 燃料受入の希望日時の連絡は、海上保安庁から連絡担当者を介して行うものとし、受入日時については、海上保安庁と協議して決定する。
なお、受入は平日（土曜日を含む）の日中（8:30～17:00）に行うものとし、受入日時が土曜日又は休祝日である場合は、可能な限り直前の金曜日（金曜が祝日の場合はその前日）正午までに連絡を行うものとする。
また、12/29～1/3の受入は行わないこととする。
- c. 受入作業を行う職員により、事前に器材の取扱及び受入作業等の訓練を行う。また、職員が変更となった場合も同様とする。
- d. 受入作業に関しては、本要求水準書及び本要求水準書第5章第1節5（3）により事業者が作成する業務計画書、給油施設運営マニュアル等により実施する。
- e. 受入に伴う準備、受入作業、後片付け作業は、事故及び漏油事故等のないように行うこととし、漏油事故が発生した場合には、海上への流出防止対策及び海上での拡散防止対策を

講じるとともに、関係者に連絡を行う。なお、事業者に帰すべき事由により生じた漏油事故等の防除措置費用等、対応に要した費用は、事業者の負担とする。

3 燃料在庫管理業務

事業者は、本要求水準書及び本要求水準書第5章第1節5(3)により事業者が作成する業務計画書、給油施設運営マニュアル等により、巡回船への給油業務、燃料搬入管理業務の実施を通じ、屋外貯蔵タンク、地下貯蔵タンク内の燃料在庫量を管理し、第5章第1節5(4)a.業務日報により、海上保安庁へ報告する。

4 運営業務に係る要求水準

【別添資料5-4】「給油施設運営業務に係る要求水準」によるものとし、事業者はこれらを踏まえて給油施設運営マニュアルを作成し、運営業務を行うものとする。

第3節 維持管理業務

1 点検保守等業務（総則）

(1) 定期点検等及び保守業務

a. 建築物点検保守に係る要求水準

(a) 事業者は、関係法令に基づき建築物の点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、【別添資料5-5】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」の「(1)建築物点検保守・修繕に係る要求水準」に基づき定期的な点検及び適切に性能を維持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施する。

エレベーターについては、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）に基づく性能検査を含み、フルメンテナンス契約によるものとする。また、建築設備機器を設置する設備諸室においては当該保守等が適切に実施できる室内状況を維持する。

(b) 関係法令及び「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）」に基づき点検した結果は、「保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて（平成20年国営保第26号）」による様式に記入し保存する。

(c) 海上保安庁の要請に応じて内線の増設を伴わないフロアコンセントの移動を行う（内線のサービスクラス、内線番号等の変更を含む。）。

(d) 点検・保守及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。

(e) 地震により構造耐力上主要な部分に損傷が生じた場合は、加速度計より得られた加速度時刻歴を用いて、建築物の損傷に関して解析的に検証する業務を行う。

(2) 運転・監視及び日常点検・保守業務

a. 運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準

(a) 事業者は、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、建築設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、【別添資料5-6】「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」に基づき、建築物及び建築設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を実施する。また、建築設備機器を設置する設備諸室においては当該保守等が適切に実施できる当該室内状況を維持する。

(b) 点検及び確認の周期は「建築保全業務共通仕様書」を参考に定めるものとする。

b. 各月業務実施報告書の作成方法

第5章第1節5(4)a.の各月業務実施報告書の作成にあたり、運転・監視及び日常点

検・保守業務については、次に掲げる要件を満たすとともに、その他必要となる事項を取りまとめる。

(a) 業務日報に、次の資料を添付する。

ア 紙油施設記録（自家用発動発電機）

イ 震度記録（震度4以上の場合）

(b) 点検記録は、次の資料により構成する。

ア 電気設備点検表

イ 空調設備点検表

ウ 給排水・衛生設備点検表

エ 残留塩素測定記録

オ 受水槽点検記録

カ 貯水槽点検記録

キ 飲料水水質検査記録

ク 各種水槽清掃実施記録

ケ その他関係法令により定められる点検の記録

(c) 整備記録は、次の資料により構成する。

ア 定期点検整備記録

イ 補修記録

ウ 事故・故障記録特記事項

(3) 執務環境測定業務

a. 空気環境測定に係る要求水準

事業者は、室内空気質の状況を把握し、空気調和設備等を適切に管理することにより、健康被害の発生防止に資するために、職員の執務等の妨げにならないよう空気環境測定を実施する。

b. 照度測定に係る要求水準

事業者は、建築物の照度を測定することにより、執務環境を快適にするとともに視作業による作業効率の向上、作業安全の向上に資するために、職員の執務等の妨げにならないよう照度測定を実施する。

(4) エネルギー管理及び環境衛生管理に関する技術支援業務

a. エネルギー管理に係る要求水準

(a) 事業者は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年法律第49号）に関わる「エネルギー管理士」を選任し、海上保安庁が同法に基づき行う経済産業省への報告に必要な書類を作成・提出する。また、海上保安庁が「鹿児島市環境保全条例」に基づき行う鹿児島市への報告に必要な書類を作成・提出する。

(b) 事業者は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に関わるエネルギー管理の実務を遂行できる能力を有する者を選任し、海上保安庁が同法に基づき行う鹿児島市への報告に必要な書類を作成・提出する。

b. 環境衛生管理に係る要求水準

事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）に関わる「建築物環境衛生管理技術者」を選任し、海上保安庁が同法に基づき行う鹿児島県への報告に必要な書類を作成・提出する。

2 給油施設に係る保守点検等業務

(1) 定期点検及び保守業務

a. 給油施設点検保守に係る要求水準

事業者は、関係法令に基づき建築物の点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、【別添資料5－2】「業務内容、必要な有資格者と法定点検項目」に基づき定期的な点検及び適切に性能を維持しつつ、長期的な耐久性を確保するために必要となる保守を実施する。

(2) 運転・監視及び日常点検・保守業務

a. 運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準

事業者は、関係法令に基づき点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等を実施するとともに、給油施設の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、【別添資料5－6】「運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」に基づき、給油施設の日常的な運転、その稼働状況等の監視、必要となる保守等を実施する。

3 修繕業務

(1) 修繕に係る要求水準

a. 事業者は、1. の業務実施に伴い、【別添資料5－5】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」(1) 建築物点検保守に係る要求水準の要求事項となる修繕を【別添資料5－1】「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施する。

4 清掃業務

清掃業務は給油施設について適用するものとし、回転翼機格納庫、船艇用品庫については海上保安庁が実施し、事業者の業務範囲には含まない。

(1) 日常清掃及び定期清掃の実施

事業者は、給油施設について衛生的・快適に保つよう、第5章第1節5（3）b.により事業者が作成する業務仕様書等に基づき、日常清掃、定期清掃を行う。

(2) 廃棄物収集・管理に係る事項

- a. 事業者は、廃棄物の収集・管理等を実施する。
- b. 事業者は、本施設全体の廃棄物量の把握を行うとともに、関係法令に係る必要書類の作成を行う。
- c. 事業者は、維持管理・運営業務で自ら排出する事業系一般廃棄物、産業廃棄物の処理費用を負担する。